

第三十七回国会
衆議院
内閣委員會議録
第二一號

昭和三十五年十二月十四日(水曜日)
午前十時二十九分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事高橋 等君 理事宮澤 胤勇君

理事飛鳥田一雄君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君

内海 安吉君 大森 五木君

服部 安司君 藤原 節夫君

牧野 寛素君 久保田 豊君

小林 信一君 杉山元治郎君

西宮 弘君 受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 小澤佐重喜君

國務大臣 西村 直己君

國務大臣 迫水 久常君

出席政府委員

人事院總裁 淺井 清君

人事院事務官 瀧本 忠男君

(給与局長) 藤枝 泉介君

總理府總務長官 佐藤 朝生君

總理府總務副長官

總理府事務官 増子 正宏君

(内閣總理大臣 官房公務員制度 調査室長)

總理府事務官 山口 西君

(行政管理局長) 防衛政務次官 白濱 仁吉君

防衛庁参事官 小野 裕君

(人事局長) 外務政務次官 津島 文治君

外務事務官 古内 廣雄君

(外務大臣官房 長事務取扱) 大蔵政務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 (主計局給与課 長) 船後 正道君

委員外の出席者

海上保安庁次長 和田 勇君
専門員 安倍 三郎君

十二月十四日

委員菅野和太郎君辭任につき、その補欠として竹山祐太郎君が議長の名で委員に選任された。

十二月十二日

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

同月十四日

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

國政調査承認要求に関する件

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)

特別職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

○久野委員長 これより會議を開きます。

國政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

常任委員会は、衆議院規則第九十四条の規定により、本会期中に限り、議長の承認を得て、國政に関する調査をすることができるとなっております。

つきましては、当委員会といたしまして、今会期中調査する事項といたしまして、行政機構並びにその運営に関する事項、二、恩給及び法制一般に関する事項、三、国防衛に関する事項、四、公務員の制度及び給与に関する事項、五、榮典制度調査並びに榮典法案起草に関する事項とし、議長の承認を得たいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

なお、その手続につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よつてそのように決定いたしました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。迫水國務大臣。

一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律の一部改正〕

第一条 一般職の職員給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「附則第二十二項」を「附則第二十五項」に改める。

第五条第一項中「俸給の特別調整額」の下に、「初任給調整手当」を加える。

第八条第六項本文中「その号俸」について俸給表に掲げる昇給期間を「十二月」に改め、同項ただし書中「その昇給期間」を「十二月の期間」に改め、同条第八項ただし書中「三十六月(行政職俸給表二)の適用を受ける職員にあつては、二十四月」を「二十四月(その俸給月額が職務の等級における俸給の幅の最高額である場合にあつては、十八月)」に改める。

第九条の前の見出し及び同条を次のように改める。

(俸給の支給)

第九条 俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち人事院規則で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、人事院規則の定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができる。

第九条の二第三項中「前条第一項に規定する期間(月一回に支給

するときは、月)を「月若しくは前条ただし書に規定する各期間(以下本項において「期間」という。)に改める。

第十条の二の次に次の一条を加える。

(初任給調整手当)

第十条の三 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められる官職で人事院規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から三年以内の期間、月額二千元をこえない範囲内の額を、採用の日から一年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の官職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前二項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

第十九条の四第二項中「百分の百四十」を「百分の百五十」に改める。

第二十二條第一項中「三千円」を「四千七百円」に改める。

別表第一から別表第七までを次のように改める。

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

〔一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律案〕

別表第一 行政職俸給表

イ 行政職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	80,700	58,100	38,600	25,700	19,200	14,800	12,000	8,000
2	83,800	61,200	41,000	27,200	20,500	15,900	12,900	8,300
3	86,900	64,300	43,400	28,700	21,800	17,000	13,800	8,600
4	90,000	67,400	45,800	30,200	23,100	18,100	14,800	8,900
5	93,100	70,500	48,200	31,700	24,400	19,200	15,800	9,300
6	96,200	73,600	50,600	33,200	25,700	20,300	16,900	10,200
7	99,300	76,700	53,100	34,700	27,000	21,400	18,000	11,100
8	102,400	79,800	55,600	36,200	28,300	22,500	19,100	12,000
9	105,500	82,900	58,100	37,700	29,600	23,700	20,200	12,900
10		85,200	60,600	39,500	30,900	24,900	21,300	13,800
11		87,000	62,600	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
12		88,500	64,600	43,100	33,300	27,300	23,400	15,600
13		90,000	66,300	44,900	34,400	28,300	24,300	16,400
14			67,800	46,700	35,300	29,300	25,000	17,000
15				48,500	36,200	30,100	25,700	17,600
16				50,000	36,900	30,900	26,400	18,200
17				51,500	37,600	31,600	27,000	18,700
18				52,800		32,300	27,600	19,200
19				53,900				

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

ロ 行政職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
	円	円	円	円	円
1	20,200	14,800	12,100	8,100	6,500
2	21,200	15,700	13,000	8,600	6,900
3	22,200	16,600	13,900	9,100	7,300
4	23,200	17,500	14,800	9,700	7,700
5	24,200	18,400	15,700	10,500	8,100
6	25,200	19,300	16,600	11,300	8,500
7	26,200	20,200	17,400	12,100	9,000
8	27,200	21,100	18,200	12,900	9,700
9	28,200	22,000	19,000	13,700	10,400
10	29,200	22,900	19,700	14,500	11,100
11	30,100	23,800	20,400	15,200	11,700
12	31,000	24,700	21,000	15,800	12,300
13	31,900	25,600	21,600	16,400	12,900
14	32,800	26,400	22,200	16,900	13,400
15	33,700	27,200	22,700	17,400	13,900
16	34,600	27,900	23,200	17,900	14,400
17	35,500	28,500	23,700	18,400	14,900
18	36,300	29,100	24,200	18,900	15,400
19	37,100	29,600	24,700	19,400	15,900
20	37,900	30,100	25,200	19,900	16,400
21	38,600	30,600	25,700	20,400	16,900
22	39,300	31,100	26,100	20,900	17,400
23	40,000	31,600	26,500	21,400	17,900
24	40,600	32,100	26,900	21,800	18,400
25	41,200	32,600	27,300	22,200	18,900
26	41,800	33,100	27,700	22,600	19,400
27	42,300	33,600	28,100	23,000	19,800
28	42,800	34,100	28,500	23,400	20,200
29	43,300	34,600	28,900	23,800	20,600
30				24,200	21,000
31					21,400
32					21,800
33					22,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 税務職俸給表

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	8,700
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,200
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	9,700
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,300
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,100
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	11,900
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	12,800
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	13,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	14,700
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	15,700
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	16,700
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	17,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	18,400
14			50,000	38,100	31,700	27,500	19,100
15			51,500	39,000	32,500	28,200	19,700
16			52,800	39,900	33,300	28,800	20,300
17			53,900	40,800	34,000	29,400	
18					34,700	30,000	

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 公安職俸給表

イ 公安職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	48,200	38,600	28,300	19,300	13,800	10,800	9,400
2	50,600	41,000	29,900	20,500	14,900	11,800	9,800
3	53,100	43,400	31,500	21,800	16,000	12,800	10,300
4	55,600	45,800	33,100	23,100	17,100	13,800	10,800
5	58,100	48,200	34,700	24,400	18,200	14,900	11,800
6	60,600	50,600	36,300	25,700	19,300	16,000	12,800
7	62,600	52,600	37,900	27,000	20,400	17,100	13,800
8	64,600	54,200	39,500	28,300	21,500	18,200	14,900
9	66,300	55,800	41,300	29,900	22,600	19,300	16,000
10	67,800	57,100	43,100	31,500	23,800	20,400	17,100
11		58,400	44,900	33,100	25,000	21,500	18,200
12		59,700	46,700	34,700	26,200	22,600	19,300
13		61,000	48,500	36,000	27,400	23,700	20,400
14			50,000	37,100	28,600	24,800	21,500
15			51,500	38,000	29,800	25,900	22,600
16			52,800	38,900	31,000	27,000	23,700
17			53,900	39,600	32,000	28,100	24,800
18				40,300	33,000	29,200	25,800
19				41,000	34,000	30,200	26,800
20					34,800	31,200	27,800
21					35,600	32,100	28,700
22					36,400	32,900	29,600
23					37,200	33,700	30,500
24					37,900	34,500	31,200
25						35,200	31,900
26						35,900	32,600
27							33,300
28							33,900

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 公安職俸給表(二)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	48,200	38,600	28,300	21,300	16,900	13,700	9,000	7,300
2	50,600	41,000	29,900	22,700	18,000	14,700	9,500	7,700
3	53,100	43,400	31,500	24,100	19,100	15,800	10,100	8,100
4	55,600	45,800	33,100	25,500	20,200	16,900	10,800	8,500
5	58,100	48,200	34,700	26,900	21,300	18,000	11,700	9,000
6	60,600	50,600	36,300	28,300	22,500	19,100	12,700	9,500
7	62,600	52,600	37,900	29,600	23,700	20,200	13,700	10,100
8	64,600	54,200	39,500	30,900	24,900	21,300	14,700	10,700
9	66,300	55,800	41,300	32,200	26,100	22,400	15,700	11,600
10	67,800	57,100	43,100	33,500	27,300	23,500	16,700	12,600
11		58,400	44,900	34,800	28,500	24,600	17,700	13,600
12		59,700	46,700	35,900	29,700	25,700	18,700	14,600
13		61,000	48,500	37,000	30,700	26,600	19,700	15,600
14			50,000	38,100	31,700	27,400	20,700	16,600
15			51,500	39,000	32,500	28,100	21,600	17,400
16			52,800	39,900	33,300	28,800	22,400	18,100
17			53,900	40,800	34,000	29,500	23,100	18,800
18					34,700	30,200	23,800	19,500
19					35,400	30,800	24,500	20,100
20					36,100	31,400	25,200	20,700
21						32,000	25,900	21,300
22						32,600	26,500	21,900
23							27,100	22,500
24							27,700	23,100
25							28,300	23,700

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	41,000	28,600	21,100	15,000	9,500
2	43,500	30,300	22,600	16,200	10,100
3	46,000	32,000	24,100	17,400	10,800
4	48,500	33,800	25,600	18,600	11,700
5	51,000	35,600	27,100	19,800	12,800
6	53,500	37,400	28,600	21,100	13,900
7	56,000	39,200	30,100	22,400	15,000
8	58,500	41,000	31,600	23,700	16,100
9	61,000	42,800	33,100	25,000	17,200
10	63,500	44,600	34,600	26,300	18,300
11	65,500	46,400	36,100	27,600	19,400
12	67,000	48,200	37,600	28,700	20,500
13	68,500	50,000	38,800	29,800	21,400
14	69,800	51,500	40,000	30,900	22,300
15	71,100	52,800	41,000	31,800	23,200
16	72,400	54,100	42,000	32,700	24,100
17	73,700	55,200	42,900	33,600	24,900
18			43,800	34,400	25,600
19				35,200	26,300
20				36,000	27,000
21					27,700
22					28,300
23					28,900
24					29,500

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	円 21,100	円 15,700	円 10,800	円 7,500
2	22,300	16,700	11,700	7,900
3	23,500	17,800	12,700	8,400
4	24,700	18,900	13,700	8,900
5	25,900	20,000	14,700	9,400
6	27,100	21,100	15,700	10,000
7	28,300	22,200	16,700	10,800
8	29,500	23,300	17,700	11,600
9	30,700	24,400	18,700	12,500
10	31,900	25,500	19,700	13,400
11	32,900	26,600	20,700	14,300
12	33,900	27,700	21,700	15,200
13	34,900	28,600	22,500	16,100
14	35,900	29,500	23,300	17,100
15	36,900	30,400	24,100	18,100
16	37,900	31,300	24,900	18,900
17	38,900	32,000	25,700	19,500
18	39,900	32,700	26,400	20,100
19	40,800	33,400	27,100	20,700
20	41,700	34,100	27,800	21,300
21	42,600	34,700	28,500	21,900
22	43,400	35,300	29,100	22,500
23	44,200	35,900	29,700	23,100
24	45,000	36,500	30,300	23,700
25	45,800	37,100	30,900	24,300
26	46,600		31,500	24,900

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く。)で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額	6 等 級 俸 給 月 額
1	円 80,700	円 38,000	円 24,700	円 20,200	円 12,800	円 9,300
2	83,800	40,600	26,600	21,700	14,000	10,100
3	86,900	43,200	28,500	23,200	15,200	11,000
4	90,000	45,800	30,400	24,700	16,400	11,900
5	93,100	48,400	32,300	26,300	17,600	12,800
6	96,200	51,000	34,200	27,900	18,900	13,900
7	99,300	53,600	36,100	29,500	20,200	15,000
8	102,400	56,200	38,000	31,100	21,500	16,100
9	105,500	58,800	39,900	32,700	22,800	17,300
10		61,400	41,800	34,300	24,100	18,500
11		64,000	43,700	35,900	25,400	19,700
12		66,600	45,600	37,500	26,700	20,900
13		69,200	47,500	39,100	28,000	22,100
14		71,800	49,400	40,700	29,300	23,300
15		74,400	51,300	42,300	30,400	24,400
16		76,500	53,200	43,900	31,500	25,500
17		78,600	55,100	45,500	32,600	26,600
18		80,700	56,700	47,100	33,700	27,700
19		82,600	58,300	48,700	34,800	28,800
20		84,500	59,900	50,300	35,900	29,800
21		86,400	61,300	51,700	37,000	30,800
22		88,200	62,700	53,100	38,000	31,800
23		90,000	63,900	54,500	39,000	32,600
24			65,100	55,700	40,000	33,400
25				56,900	40,900	34,200
26				58,100	41,800	35,000
27				59,100	42,700	34,800
28				60,100	43,600	

備考 (一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

ロ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	31,900 ^円	12,800 ^円	8,600 ^円
2	33,500	13,900	8,900
3	35,100	15,000	9,300
4	36,700	16,100	10,100
5	38,300	17,300	10,900
6	39,900	18,500	11,800
7	41,900	19,700	12,800
8	43,900	20,900	13,900
9	45,900	22,100	15,000
10	47,900	23,300	16,100
11	49,900	24,500	17,200
12	51,900	25,700	18,300
13	53,900	26,900	19,400
14	55,900	28,100	20,500
15	57,900	29,300	21,600
16	59,900	30,600	22,700
17	61,900	31,900	23,800
18	63,500	33,200	24,900
19	65,100	34,500	26,000
20	66,500	35,800	27,100
21	67,900	37,100	28,000
22	69,100	38,400	28,900
23	70,300	40,000	29,800
24		41,600	30,600
25		43,200	31,400
26		44,800	32,200
27		46,400	32,800
28		48,000	33,400
29		49,600	34,000
30		50,900	
31		52,200	
32		53,500	
33		54,700	
34		55,900	
35		56,900	
36		57,900	

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	25,000 ^円	10,000 ^円	8,600 ^円
2	26,300	10,900	8,900
3	27,600	11,800	9,300
4	28,900	12,800	10,000
5	30,200	13,800	10,800
6	31,500	14,800	11,700
7	32,800	15,800	12,700
8	34,100	16,900	13,700
9	35,400	18,000	14,700
10	37,100	19,100	15,700
11	38,800	20,200	16,700
12	40,500	21,400	17,700
13	42,200	22,600	18,700
14	43,900	23,800	19,700
15	45,600	25,000	20,700
16	47,300	26,200	21,700
17	49,000	27,400	22,700
18	50,700	28,600	23,500
19	52,400	29,800	24,300
20	53,700	31,000	25,100
21	55,000	32,200	25,800
22	56,300	33,400	26,500
23	57,400	34,600	27,200
24	58,500	35,800	27,800
25	59,600	37,000	28,400
26	60,500	38,200	
27	61,400	39,400	
28		40,600	
29		41,800	
30		43,000	
31		44,100	
32		45,200	
33		46,300	
34		47,200	
35		48,100	
36		49,000	
37		49,800	
38		50,600	

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	87,000	48,800	34,700	24,400	14,400	12,300	8,000
2	83,800	51,900	36,600	25,800	15,600	13,300	8,300
3	86,900	55,000	38,500	27,200	16,800	14,400	8,600
4	90,000	58,100	40,400	28,700	18,000	15,500	8,900
5	93,100	61,200	42,300	30,200	19,200	16,700	9,300
6	96,200	64,300	44,200	31,700	20,500	17,900	10,300
7	99,300	67,400	46,500	33,200	21,800	19,100	11,300
8	102,400	70,500	48,800	34,700	23,100	20,300	12,300
9	105,500	73,600	51,100	36,200	24,400	21,500	13,300
10		76,200	53,400	37,700	25,700	22,700	14,300
11		78,800	55,700	39,200	27,000	23,900	15,300
12		80,700	58,000	40,700	28,300	25,100	16,300
13		82,300	60,300	42,200	29,700	26,300	17,100
14		83,800	62,200	43,700	31,100	27,500	17,900
15		85,300	64,100	45,200	32,500	28,700	18,500
16			65,800	46,600	33,900	29,700	19,100
17			67,500	48,000	35,300	30,700	19,700
18				49,400	36,700	31,700	20,300
19				50,800	38,100	32,700	
20				52,000	39,500	33,500	
21				53,200	40,600	34,300	
22				54,400	41,700	35,100	
23				55,400	42,800	35,900	
24				56,400	43,700	36,600	
25					44,600	37,300	
26					45,500	38,000	
27					46,300		
28					47,100		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 医療職俸給表

1 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	80,700	52,500	36,100	24,700	15,200
2	83,800	55,000	38,400	26,600	16,400
3	86,900	57,500	40,700	28,500	17,600
4	90,000	60,000	43,000	30,400	18,900
5	93,100	62,500	45,300	32,300	20,200
6	96,200	65,000	47,700	34,200	21,700
7	99,300	67,500	50,100	36,100	23,200
8	102,400	70,000	52,500	38,000	24,700
9	105,500	72,500	54,900	39,900	26,300
10		75,000	57,300	41,800	27,900
11		77,000	59,700	43,700	29,500
12		79,000	62,100	45,600	31,100
13		80,700	63,800	47,500	32,700
14		82,300	65,500	49,400	34,300
15		83,800	67,000	51,300	35,900
16		85,300	68,500	52,800	37,500
17			69,800	54,300	39,100
18			71,100	55,600	40,700
19			72,400	56,900	42,300
20				58,200	43,900
21				59,300	45,300
22				60,400	46,700
23				61,500	47,900
24					49,100
25					50,100
26					51,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額	5 等 級 俸 給 月 額	6 等 級 俸 給 月 額
1	42,300 ^円	29,700 ^円	16,700 ^円	12,000 ^円	9,300 ^円	8,300 ^円
2	44,900	31,500	18,000	12,900	10,200	8,600
3	47,500	33,300	19,300	13,800	11,100	8,900
4	50,100	35,100	20,600	14,700	12,000	9,300
5	52,700	36,900	21,900	15,700	12,900	10,200
6	55,300	38,700	23,200	16,700	13,800	11,100
7	57,900	40,500	24,500	17,800	14,700	12,000
8	59,900	42,300	25,800	18,900	15,700	12,900
9	61,900	44,100	27,100	20,000	16,700	13,600
10	63,500	45,900	28,400	21,100	17,700	14,200
11	65,100	47,400	29,700	22,200	18,700	14,800
12	66,500	48,700	31,000	23,400	19,800	15,300
13	67,800	50,000	32,300	24,600	20,900	15,800
14		51,100	33,600	25,800	22,000	
15		52,200	34,700	27,000	23,100	
16		53,300	35,800	28,000	24,000	
17			36,900	29,000	24,800	
18			37,800	29,800	25,500	
19			38,700	30,600	26,100	
20			39,500	31,400	26,700	
21			40,300	32,200	27,300	
22				33,000	27,900	
23				33,700	28,500	
24				34,400		
25				35,100		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	22,800 ^円	16,800 ^円	11,300 ^円	8,500 ^円
2	24,100	18,000	12,100	9,100
3	25,400	19,200	13,000	9,700
4	26,700	20,400	13,900	10,500
5	28,000	21,600	14,800	11,300
6	29,300	22,800	15,800	12,100
7	30,600	24,000	16,800	12,900
8	31,900	25,200	17,800	13,800
9	33,200	26,400	18,800	14,700
10	34,500	27,600	19,800	15,600
11	35,800	28,800	20,800	16,500
12	37,100	30,000	21,800	17,200
13	38,400	31,000	22,600	17,900
14	39,700	32,000	23,400	18,500
15	40,800	32,800	24,100	19,100
16	41,900	33,600	24,800	19,600
17	43,000	34,300	25,400	20,100
18	43,900	35,000	26,000	20,600
19	44,800	35,700		21,100
20	45,700	36,400		
21	46,400	37,100		
22	47,100	37,800		
23	47,800	38,400		
24	48,500	39,000		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の二部改正)
第二条 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「附則第二十項」を「附則第二十二項」に改める。

附則中第四十項を第四十三項とし、第二十一項から第三十九項までを三項ずつ繰り下げ、第十七項から第二十項までを次のように改める。

17 次の各号に掲げる号俸又は俸給月額を受ける職員につき前項の規定により支給される暫定手当の額は、それぞれ当該各号に定めるところにより当該各号に掲げる号俸又は俸給月額ごとに人事院規則で定める。

一 俸給表(行政職俸給表(を)除く)の各職務の等級の号俸のうち、それぞれの職務の等級に対応する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)以下「昭和三十三年改正法」という。による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(以下「旧法」という。)に規定する俸給表の各職務の等級の昇給期間欄に掲げる月数が十二月である号俸及びそれらのうちの最高の号俸の直近上位の号俸と号数を同じくする号俸については、それぞれの号俸と号数を同じくする旧法に規定する俸給表の各職務の等級の号俸について

て昭和三十三年改正法による改正前の附則第十七項の規定により定められていた額

二 昭和三十三年改正法による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「新法」という。)第六條の二前段に規定する俸給月額については、それぞれの俸給月額に対応する各俸給表の号俸と号数を同じくする旧法に規定する各俸給表の号俸について昭和三十三年改正法による改正前の附則第十七項の規定により定められていた額

18 俸給表の各職務の等級の号俸のうち前項第一号に掲げる号俸以外の号俸を受ける職員及び新法第六條の二後段又は第八條第五項若しくは第八項ただし書の規定の適用を受ける職員につき附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、前項各号に掲げる号俸又は俸給月額について定められる暫定手当の額を基準として人事院規則で定める。

19 新法第十條の規定による俸給の調整額を受ける職員につき附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、昭和三十三年改正法による改正前の附則第十九項の規定により暫定手当の額に加算するものとされる額を基準として人事院規則で定める額を、前二項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

20 昭和三十三年十月一日以後昭和三十三年改正法(附則第一項ただし書に係る部分を除く。)

の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間に、職員の前三項の規定による暫定手当の月額が昭和三十三年改正法による改正前の附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の月額(以下「旧暫定手当月額」という。)に達しないこととなる期間がある職員については、前三項の規定にかかわらず、その達しないこととなる期間に係る旧暫定手当月額をもつて、その者のその期間に係る前三項の規定による暫定手当の月額とみなす。

21 施行日の前日における職員の旧暫定手当月額が、同日における附則第十七項から附則第十九項までの規定によるその者の暫定手当の額をこえるときは、その者の暫定手当の額は、これらの規定による暫定手当の額が施行日の前日における旧暫定手当月額(施行日以降支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額)に達するまで、その差額を附則第十七項から附則第十九項までの規定による暫定手当の額に加算した額とする。

22 昭和三十三年十月一日以後施行日の前日までの間において昭和三十三年改正法による改正前の附則第二十項の規定による差額(以下「差額」という。)の加算を受けていた者の当該加算を受けていた期間に係る暫定手当の額は、附則第十七項から附則第

二十項までの規定による暫定手当の額に差額に相当する額を加算した額とし、施行日の前日において差額を受けていた者の施行日以降における暫定手当の額は、その者が施行日以降最初に昇給するまでの間、前五項の規定による暫定手当の額にその者の施行日の前日における差額に相当する額を加算した額とする。

23 職員が施行日以降において一の職務の等級からその職務の等級の属する俸給表における上位の職務の等級に移つた場合に新たに受けることとなる暫定手当の額が、当該等級に移る直前に受けていた暫定手当の額に達しないこととなるときは、当該等級に移る直前に受けていた暫定手当の額(支給地域の区分を異にして異動する場合その他人事院の定める事由に該当する場合にあつては、人事院の定める額)に達するまで、当該額をもつてその者の暫定手当の額とする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十三年十月一日から適用する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「法」という。)第五條、第九條及び第九條の二の改正規定並びに同法第十條の二の次に一條を加える改正規定並びに附則第十二項及び附則第十三項の規定は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(俸給の切替え及び切替えに伴う措置)

2 昭和三十三年十月一日(以下「切替日」という。)の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸以外の号俸を受ける職員の切替日における号俸は、その者の切替日の前日における号俸を受けていた月数(人事院の定める職員については、当該月数に人事院の定める月数を増減した月数)に当該号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の法に規定する俸給表の昇給期間欄に掲げる月数の合計月数を加えて得た月数(以下「切替月数」という。)を十二月で除して得た数(二に満たない端数は、切り捨て)に一を加えて得た数を号数とする号俸とする。

3 切替日の前日において改正前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員の切替日における号俸又は俸給月額は、人事院規則の定めるところによる。

4 切替日の前日において改正前の法第六條の二前段の規定により俸給月額を受ける職員の切替日における号俸は、前二項の規定にかかわらず、切替日の前日において受ける号俸と号数を同じくする号俸とする。

5 切替日の前日において、改正前の法に規定する教育職俸給表(を)の備考(を)の適用を受ける職員で二等級の十四号俸から十六号俸までの号俸を受けるもの若しくは同表の備考(を)の適用を受ける職員で三等

級の十二号俸から十四号俸までの号俸を受けるもの又は教育職俸給表(三)の二等級の職員で二十一号俸から三十一号俸までの号俸を受けるものに対する附則第二項の適用については、切替月数に三月を加えるものとする。

6 改正後の法第八条第六項及び第八項の規定の適用については、附則第二項の規定により切替日における号俸を決定される職員にあつては、同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乘じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における号俸又は俸給月額を決定される職員にあつては、人事院規則の定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における号俸又は俸給月額を受ける期間に通算する。

7 切替日以後この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、改正前の法の規定により新たに俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は号俸若しくは俸給月額に異動のあつた職員の改正後の法の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額の決定及び当該号俸又は俸給月額を受けることとなる期間の算定については、人事院の定めるところによる。

8 昭和三十三年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における号俸又は俸給月額及び附則第六項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との推衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

9 附則第二項から前項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく命令に従つて定められたものでなければならぬ。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、人事院規則で定める。(給与の内払)

11 改正前の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。(国家公務員災害補償法の一部改正)

12 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「俸給の特別調整額の下に」「初任給調整手当」を加える。

13 (地方自治法の一部改正)
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第二百四十二条第二項中「扶養手当」の下に「初任給調整手当」を加える。

理由
人事院の国会及び内閣に対する昭和三十三年八月八日付勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額の改定及び十二月十五日に支給する期末手当の増額並びに初任給調整手当の新設を行なうとともに、あわせて俸給の支給方法及び暫定手当に關する規定を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○追水國務大臣 たいだいま議題となりました一般職の職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概略を御説明申し上げます。
本年八月八日、人事院は国会及び内閣に対し、一般職国家公務員の俸給表を全面的に改善し、初任給調整手当を新設し、期末手当を増額すべきことを勧告いたしましたのでありますが、政府といたしまして慎重に検討を重ねました結果、このたびこれを実施することが妥当であるとの結論に達しましたので、関係法律について所要の改正を行なうとするものであります。

まず、一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の一部を改めまして、次の通り人事院勧告の実施をはかることといたしました。すなわち、第一に、全俸給表の全等級を通じて、人事院勧告通り、俸給月額を現行俸給月額のおおむね一〇%ないし三〇%程度引き上げた額とし、昇給に必要とされる期間を原則として十二月とすることといたしました。

第二に、科学技術振興の趣旨に沿ひ、採用による欠員の補充が困難な科学技術系の職員に対し、初任給調整手当を新設し、採用後三年以内の期間、月額二千元をこえない範囲内の額を、一年ごとにその額を減減して支給することといたしました。

第三に、十二月十五日に支給する期末手当の額を〇・一カ月分増額して一・五カ月分とすることといたしました。

第四に、俸給月額の改定に伴ひまして、委員、顧問、参事等の非常勤職員に対する手当の支給額の最高限を、日額三千円から四千七百円に増額することといたしました。

第五に、給与支給事務の現状にかんがみ、俸給の支給方法を改め、月一回払いを原則とすることといたしました。次に、一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五十四号)の附則の一部を改めまして、俸給月額の改定及び昇給期間が十二月に統一されたこと等に伴ひ、暫定手当の額のうち現行暫定手当の額を用い得なくなつた部分について、現行暫定手当の額に準じて改定

できることとする等の措置を講ずることといたしました。
なお、本法に附則を設けまして、俸給の切りかえ方法及び切りかえに伴う措置等を規定するとともに、初任給調整手当の新設に伴う関係法律の整備を行なうことといたしました。

この法律案は、以上申し述べました内容について関係法律の改正を行なうとするものでありますが、人事院勧告において、本年五月一日から実施することを適当と考へるとされた俸給表の改定に關する部分につきましては、諸般の緊急重要施策及び財政事情等にかんがみまして、期末手当の増額等の規定とともに、本年十月十一日にさかのぼって適用することとし、初任給調整手当の新設及び俸給の支給方法の改正に關する規定は、昭和三十六年四月一日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○久野委員長 次に防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。
西村國務大臣。
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法の一部を改正する法律
防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中、「行政職俸給表(イ)の適用を受ける職員にあつては、二十四月」とあるのは「政令で定める職員にあつては、政令で定める期間」とを削る。

第十一条第一項を次のように改める。

俸給は、毎月一回、その月の十五日以後の日のうち政令で定める日に、その月の月額の全額を支給する。ただし、政令で定めるところにより、特に必要と認められる場合には、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までの各期間内の日に、その月の月額の半額ずつを支給することができ

第十四条第一項中「事務官等には」の下に「初任給調整手当」を加え、同条第二項中「第十二条から第十三条の二まで」を「第十条の三、第十二条から第十三条の二まで」に改める。

第十九条中「俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

第二十五条第二項中「四千二百円」を「四千五百円」に改める。

第二十七条第一項中「附則第十項」を「附則第九項」に改め、同条第二項中「事務官等にあつては俸給、俸給の特別調整額」の下に「初任給調整手当」を加える。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 俸給月額	官職 等級 号	参事官等		
		1 等 級	2 等 級	3 等 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 120,000	1	円 65,300	円 43,400	円 23,100
	2	68,800	46,100	24,500
	3	72,300	48,800	25,900
	4	75,800	51,500	27,400
	5	79,300	54,200	28,900
	6	82,800	56,900	30,600
	7	86,300	59,700	32,300
	8	89,800	62,500	34,000
	9	93,300	65,300	35,700
	10	95,900	68,100	37,400
	11	97,900	70,400	39,100
	12	99,600	72,700	40,800
	13	101,300	74,600	42,500
	14		76,300	44,500
	15			46,500
	16			48,500
	17			50,500
	18			52,500
	19			54,500
	20			56,300
	21			57,900
	22			59,400
	23			60,600

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
22,000 ^円	19,500 ^円	15,700 ^円	13,100 ^円	11,900 ^円	9,700 ^円	8,500 ^円	7,600 ^円	7,000 ^円
23,300	20,100	16,900	14,300	13,000	10,800	9,100		
24,700	20,800	18,200	15,600	14,200	11,900	9,700		
26,100	22,000	19,400	16,900	15,500	13,000	10,300		
27,500	23,300	20,700	18,200	16,800	14,100			
28,900	24,500	21,900	19,400	17,900	15,200			
30,400	25,800	23,200	20,700	18,900				
31,900	27,100	24,500	21,900	16,800				
33,300	28,500	25,900	23,000	20,600				
34,500	29,800	27,200	24,100	21,400				
35,700	31,200	28,500	25,100					
36,900	32,600	29,600	26,000					
37,900	33,700	30,700	26,900					
38,900	34,800	31,800	27,700					
39,800	35,800	32,700	28,500					
40,700	36,700	33,600						
	37,600	34,500						
	38,400	35,300						
	39,200	36,100						

府令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過した

別表第二 自衛官俸給表

階 級 号 俸	陸海空		將將將	陸將補	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉
			海將補	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉	
	甲	乙	空將補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	
1	97,400 ^円	71,000 ^円	56,500 ^円	45,300 ^円	38,400 ^円	33,000 ^円	27,900 ^円	
2	101,200	74,600	59,300	48,100	40,300	34,800	29,400	
3	105,000	78,200	62,200	50,900	42,200	36,600	30,900	
4	108,800	81,800	65,100	53,700	44,100	38,400	32,400	
5	112,500	85,400	68,000	56,500	46,000	40,300	34,200	
6		89,000	70,900	59,300	48,100	42,200	36,000	
7		92,600	73,800	62,200	50,200	44,100	37,800	
8		96,200	76,700	65,100	52,300	46,000	39,600	
9		98,800	79,000	68,000	54,400	47,900	41,400	
10		100,900	81,300	70,300	56,400	49,700	42,900	
11			83,300	72,600	58,400	51,500	44,200	
12			85,000	74,600	60,200	53,000	45,400	
13				76,300	61,900	54,500	46,500	
14					63,400	55,800	47,500	
15					64,800	57,000	48,500	
16								
17								
18								
19								

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の俸給の号俸は、総理ときは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。ただし、第十一条第一項、第十四条、第十九条及び第二十七條第二項の改正規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。(俸給の切替え及び切替えに伴う措置)

2 昭和三十五年十月一日(以下「切替日」という。)において切替えられる職員は、次項、附則第四項及び附則第六項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちのその者が受けていた俸給月額をその者が受けていた月数(総理府令で定める職員については、当該月数に総理府令で定める月数を増減した月数)に当該俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸の直近下位の号俸から一号俸までの号俸に係る改正前の俸給表(旧法別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第一号)による改正前の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五法律第九十五号。以下「改正前の一般職給与法」という。))別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。)に定める昇給期間の月数の合計月数を加えて得た月数を十二月で除して得た数(一に満た

ない端数は、切り捨てる。)に一を加えて得た数を号数とする改正後の俸給表(この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。))別表第一及び別表第二並びに一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第一号)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の一般職給与法」という。))別表第一から別表第七までをいう。)に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員及び同法第五条第二項の規定又は同法同条第四項の規定により準用する改正前の一般職給与法第八條第八項ただし書の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額については、政令で定めるところによる。

4 切替日の前日において旧法第五条第三項の規定により準用する改正前の一般職給与法第六條の二前段の規定により俸給月額を受けていた事務官等又は旧法別表第二備考の規定により同法同表に定める陸将、海将及び空将の甲の欄に掲げる俸給月額を受けていた自衛官の切替日における俸給月額は、それぞれ切替日の前日においてその者が受けていた俸給月額に対応する号俸と同一の改正後の一般職給与法別表第一(行政職俸給表)、別表第五(教育職俸給表)若しくは別表第六(研究職俸給表)に定める

その者の属する職務の等級における号俸による額又は新法別表第二に定める陸将、海将及び空将の甲の欄における号俸による額とする。

5 附則第二項及び附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される職員の切替日以降における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八條第六項本文又は同法第八項ただし書の規定による昇給については、附則第二項の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては同項の規定により切り捨てられた端数を十二月に乘じて得た月数を、附則第三項の規定により切替日における俸給月額を決定される者にあつては政令で定めるところにより算出した月数を、それぞれ附則第二項又は附則第三項の規定により決定される切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。

6 切替日以後この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、旧法の規定により新たに改正前の俸給表の適用を受ける職員となつた者及び職務の等級又は俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における新法の規定による俸給月額の決定及びその俸給月額を受ける期間の算定については、総理府令で定めるところによる。

7 昭和三十三年四月一日以後切替日の前日までの間において職務の等級を異にして異動した職員の切替日における俸給月額及び附則第一

五項の規定により通算されることとなる期間については、切替日において職務の等級を異にして異動したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより必要な調整を行なうことができる。

8 附則第二項から前項までの規定の適用については、旧法の適用により職員が受けていた俸給月額は、同法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものであるなければならない。

9 附則第二項、附則第六項及び附則第七項の規定に基づき総理府令を定める場合においては、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。

10 附則第二項から附則第八項までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う職員の俸給の切替えに關し必要な事項は、政令で定める。

11 (給手の内払) 旧法の規定に基づいて切替日から施行日の前日までの間に職員に支払われた給手は、新法の規定による給手の内払とみなす。

理由

一般職に属する国家公務員の俸給月額の改定等に準じて、防衛庁職員の俸給月額等を改定し、初任給調整手当を支給できるようにするとともに、俸給の支給に関する規定を改正する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○西村国務大臣 防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由並びに内容の概要を説明

申し上げます。

この改正案は、今般提出されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じまして、防衛庁職員の俸給月額の改定等を行なうとするものであります。すなわち、まず事務次官、統合幕僚会議の議長及び参事官等並びに自衛官の俸給表につきましては、一般職の例に準じて改定を行なうこととし、事務官等の俸給表につきましては、従前通り一般職に適用される俸給表によることとしたしております。これにあわせて、防衛大学校の学生に対する学生手当の額につきましても改定を行なうこととしたしております。

また一般職に準じて、事務官等に対して初任給調整手当を支給することができるよう改正することとしたしております。

なおこの法律案は、原則として公布の日を施行日とし、本年十月一日から適用することとしたしております。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいませうお願い申し上げます。

○久野委員長 次に行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。小澤国務大臣。

行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案
行政機関職員定員法等の一部を改正する法律
(行政機関職員定員法の一部改正)
第一条 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の表を次のように改める。

行政機関の区分		定員	備考
総理府	本府	二、六七八八	
	公正取引委員会 国家公安委員会 警察庁 土地調整委員会 首都圏整備委員会 宮内庁 行政管理庁 北海道開発庁 防衛庁 本庁	二、三八八 七、六八六 一八八 四二八 九八二 一、六一七 五、八七三 一 二、七四六 四五二 一、〇六一	
法務省	計	二、三三九	
	本省 司法試験管理委員会 公安審査委員会 公安調査庁	四三、五四〇 一〇 一、六五〇 四五、二〇〇	うち、一〇、六〇三人は、検察庁の職員とする。
外務省	本省	二、〇七六	
大蔵省	本省 計	二一、四八七 七、一九五	
文部省	本省 文化財保護委員会 計	六七、七〇九 四二八 六八、一三七	うち六六、〇二四人は、国立学校の職員とする。
厚生省	本省	四五、五〇六	
農林省	本省 食糧庁 林野庁 水産庁	二六、九三一 二七、八七八 二七、六一三 一、五五八	

通商産業省	本省 特許庁 中小企業庁	一、九七九 一、〇五五 一三七	
	計	一三、一七一	
運輸省	本省 船員労働委員会 捕獲審査再審査委員会 海上保安庁 海難審判庁 気象庁	一一、六五五 五四 一〇、八九六 一九七 五、四二二	
	計	二八、三二九	
郵政省	本省	二七、〇八二	
労働省	本省 中央労働委員会 公共企業体等労働委員会	二一、七六〇 八五 一八八	
	計	二一、九七三	
建設省	本省	一八、三七六	
自治省	本省 消防庁	二八五 一一一	
	計	四〇六	
合	計	六九四、四八二	

(法制局設置法の一部改正)

第二条 法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「五十八人」を「六十人」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(暫定定員)

第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第二条第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表下欄に掲げる日までの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。

調 達 庁 昭和三十六年二月二十八日

厚生省本省 昭和三十六年五月十五日

三五人

四五人

附則第十項の表厚生省の項中 昭和三十三年五月十五日

八〇人

(行政機関職員定員法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

理 由

昭和三十三年度における事業予定計画にかんがみ、行政機関に置かれる職員の定員を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○小澤国務大臣 ただいま議題となりました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明いたします。

今回提案いたしました行政機関職員定員法の一部を改正する法律案は、昭和三十三年度における行政機関の事業予定計画に即応して、必要やむを得ない事務の増加に伴う所要の増員を行ない、業務の縮小に伴う余剰定員の削減を行なうこととするものであります。さきの第三十四国会に提案いたしました御審議をお願いいたし、引き続き継続審査となり、前国会に審議未了になりました法律案とはほぼ同じ内容のものでございます。

次に、法律案の内容について申し上げます。

まず第一に、行政機関職員定員法の一部改正の部分について申し上げますと、今回の改正によりまして、第二条第一項の表における行政機関の職員の定員の合計六十八万七千四百五十七人に對しまして、昭和三十三年事業計画に伴い七千二百二十五人を増加いたし

まして、合計六十九万四千四百八十二人といたしました。

事業予定計画に伴う増員のおもなものといたしましては、科学技術の振興に伴うもの百九十三人、登記事務の増加に伴うもの百四十二人、国立学校の学年進行、学部の増設等に伴うもの九百七十七人、郵便取り扱い業務量の増加に伴うもの二千七百四十六人、電気通信施設の拡張に伴うもの二千一百一十一人、公共事業の増大に伴うもの三百七十一人、人がありますが、いずれも業務の増加に伴う必要やむを得ないものであります。

なお、事業予定計画に伴う減員のおもなものといたしまして、駐留軍の提供施設等の減少によるもの七十五人、アルコール工場の払い下げに伴うもの百十二人、電信電話業務を日本電信電話公社に移管することに伴うもの七百五十一人等があります。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

部を次のように改正する。

第三条第二項中「十一万円」を「十八万円」に改める。

第四条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「四千七百円」とあるのは、「五千八百円」と読み替えるものとする。

第九条中「四千二百円」を「四千七百円」に改める。

別表第一を次のように改める。

第二に、法制局設置法の一部改正の部分について申し上げますと、法制局における法令案等の審査、立案についての担当官一人当たりの負担を調整して、その事務遂行の能率を高め、審査、立案の成果の一層の向上を期するため、参事官二人を増員いたしまして、長官、次長を除く職員定員を六十人とすることといたしました。

なお、この改正法律は公布の日から施行することといたしております。

以上がこの改正法律案のおもな内容であります。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○久野委員長 次に特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。大久保大蔵政務次官。

別表第一

官 職 名	俸 給 月 額
内閣総理大臣	二五〇、〇〇〇円
国務大臣	一八〇、〇〇〇円
会計検査院長	一八〇、〇〇〇円
人事院総裁	一八〇、〇〇〇円
検査官(会計検査院長を除く。)	
人事官(人事院総裁を除く。)	
内閣官房長官	一五〇、〇〇〇円
総理府総務長官	
法制局長官	
宮内庁長官	
政務次官	
内閣官房副長官	
総理府総務副長官	
国家公安委員会委員	
公正取引委員会委員	一三〇、〇〇〇円
土地調整委員会委員	
文化財保護委員会委員	
地方財政審議会会長	
待従長	
式部官長	一一〇、〇〇〇円
公正取引委員会委員	
土地調整委員会委員	
首都圏整備委員会の常勤の委員	
社会保険審査会の委員長及び委員	
労働保険審査会委員	
地方財政審議会委員	

原子力委員会の常勤の委員
公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
科学技術会議の常勤の議員
運輸審議会委員
東宮大夫

一〇〇,〇〇〇円

別表第二を次のように改める。

別表第二

官 職 名	俸 給 月 額
大 使	五号俸 一五〇,〇〇〇円 四号俸 一三〇,〇〇〇円 三号俸 一一〇,〇〇〇円 二号俸 一〇〇,〇〇〇円 一号俸 九〇,〇〇〇円
公 使	四号俸 一三〇,〇〇〇円 三号俸 一一〇,〇〇〇円 二号俸 一〇〇,〇〇〇円 一号俸 九〇,〇〇〇円

別表第三を次のように改める。

別表第三

官 職 名	俸 給 月 額
秘 書 官	八号俸 六八,〇〇〇円 七号俸 六一,〇〇〇円 六号俸 五四,〇〇〇円 五号俸 四八,〇〇〇円 四号俸 四二,〇〇〇円 三号俸 三六,〇〇〇円 二号俸 三〇,〇〇〇円 一号俸 二六,〇〇〇円

附 則

- この法律は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。
- 改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十一年十月一日からこの法律の施行の日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。

理 由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、特別職の職員の給与の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○大久保政府委員 たいだいま議題となりました特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、今回、昭和三十五年八月八日に行なわれました人事院勧告に基づいて昭和三十五年十月一日以降、一般職の職員の給与を改定することとし、別途法律案を提出して御審議を願うことといたしているものでありますが、これに伴い、従来より一般職の職員との均衡を考慮して定められております特別職の職員につきましても、その俸給月額に所要の改定を行なうとするものであります。

以上が、この法律案の提案の理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

○久野委員長 これより給与関係三法案を一括して質疑に入ります。質疑の申し出があります。これを許します。石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 予算委員会の審議の間係もありますので、なるべく重要な点だけ大臣に簡単にお尋ねしておきたいと思ひます。

まず最初に政府の人事院勧告に対する態度に、私どもはどのよう納得できる

いものがあるわけですか。そこで最初にこの態度についてお伺いしておきたいと思ひますが、言ひましてもなく公務員の諸君は、団体交渉権なりのあるいは団体行動権なりを剥奪され、その代償として人事院というものができて、人事院が公務員の労働条件の向上と申しますが、そういう任務を持たされたわけですか。従つてそこから出して参ります給与の勧告について、一応最低限として全面的に実施する、という態度が常にならなくてはならないと思ひますが、この一、二年どうにかこれが守られてきたような感を手えておつたのでございませうけれども、今回の勧告についてはやはり全面的実施という形が採用されておらな

い。一体どうしてそういうふうな勧告に対する態度がぐらぐら変わるのか。池田内閣になりましたから、人事院勧告はどういうふうな扱ふという基本的な態度を持つようになったのか、そのところから一つお尋ねをしておきたいと思ひます。

○池田内閣大臣 池田内閣の人事院勧告に対します基本的なものの考え方、は、申し上げるまでもなく十分これを尊重するということにございまして、従つて今回の給与の改定につきまして、内容については人事院勧告をそのままに採用をいたした次第であることは御承知の通りでございます。ただ石橋さんのおっしゃるのは実施期日の問題であるとお存じますが、これは一般職の公務員だけの問題に限定をいたしたまは、お金は十分にあるわけでありまが、その関連において全面的に特別職ないしは地方公務員の境界にまで及びますと、相当のお金が必要とす

ので、そのお金を勘定してみると、すいぶん一生懸命に五月一日から実施ができないかという内容を内容的には検討はいたしたのでございませうけれども、どうしても五月一日からではお金に足りないということになりましたので、そしてできる一番早い機会というので十月一日を採用したような次第でございまして、人事院勧告に対してこれを尊重するという誠意は十分政府として持つておる次第でございませう。

○石橋(政)委員 幾ら誠意を示していただいても、実際にこれが実行されなければ、気持だけの話で何にもならないわけですね。単に実施時期だけの問題だと言ひますけれども、この実施時期を人事院勧告の通りに五月からやるか、政府が言つてゐる十月からやるかで、ずいぶん金額が変わつてくるわけですね。しかもこれは五カ月分を浮かすという事で、本年度分には若干影響があるかもしれないけれども、次年度からは全然影響のない問題でありまして、誠意を持って臨むならば、この程度のもものは財源の捻出は私どもはできないとは思ひません。これは完全に実施したことにならないというので、私どもが一番不満に思つておる第一が実施時期の問題です。第一人事院の勧告自体についても私どもはこの点全然としないものがあるわけ、ちよつと人事院総裁にお尋ねしておきたいのですが、今度の勧告の基礎資料となりましたものが、本院の意向もくんでいただいて、従来の三月の時点で調べておつたのを四月にしていたのだとは思ひますが、四月の資料に基づいて勧告が出たのであるならば、当然こ

の実施時期というものも四月から行な
わるべきじゃないかと思うのですが、
この点をなせ一月月ずらすことになっ
たのか、この点人事院総裁にもお伺い
しておきたいと思ひます。

○浅井政府委員 お答えを申し上げます。
これは従来の慣例によりましての
で、三月の資料による調査に基づいて
の改定は四月とこういうことでござい
ますから、四月にいたしましたのを五
月、こういうことにいたしましただけで
ございまして、ことさらにこれをずらす
という考え方はなかつたのでございま
す。

○石橋(政)委員 おもしろいことを聞
いたのでありますが、それでは昨年までは三
月の時点で資料を取り上げておつた、
それを四月から実施させることを人事
院としては意圖しておつたわけでは
ない。

○浅井政府委員 そうではございませ
ん。これは従来そうなつておるとい
うことを申し上げたのであつて、人事院
といたしましてはなるべくすみやかに
というところは、すでに勧告の中におい
て御承知の通りでございします。

○石橋(政)委員 先ほど総裁がお答え
になつたことは、参議院においても答
弁しておられるわけですが、これまで
の先例によりまして、人事院は三月
現在といたしておられます。これに対
して四月一日から実施する、こういう
ことの勧告をいたすのが先例になつて
おります。先ほど答弁になられたのも
そういう趣旨であつたろうと思ひます。
これは勧告の内容としてはおっしゃる通
り四月一日からやれとは書いておらな
かつた。なるべくすみやかにとそうい
うふうな抽象的な表現をとつておられ

たので、政府はこれ幸いとばかりに一
年間実施をずらしてきつた。これではと
んでもない話だというわけで、本委員
会においても実施の期日を明示して
もらいたいというので、ことさらに五月
一日というのが具体的に明示されたわ
けですから、これまたけつこうなわけ
です。しかし従来のなるべくすみやか
にというのは、人事院の態度としては
当然三月の時点において調べた資料に
基づいて勧告しておるのだから、翌月
の四月一日から行なわれる、これが最
も理想的な人事院としての要望となる
べくすみやかにという意味は、そうい
う意味を含んでおつたのだということ
ですかとお伺ひしてゐるわけでは
ない。

○浅井政府委員 なるべくすみやかに
と申しましたのは、給与改定は当然予
算措置を伴うわけでございますが、人
事院として国家財政については何も発
言権がないわけでありまして、これは国
会と内閣におまかせしなければなら
ぬ。そこで人事院としてはなるべく
すみやかにという表現をとつたわけなん
でございします。ところが従来の実例を
見ますと、これが次の会計年度から実
施される状態になつてきたのでござい
ますから、そこでこれを明示して人事
院の意思を表示したわけではございま
す。

○石橋(政)委員 そこで大体はつきり
してきたのですが、昨年までは人事院の
勧告の中には実施期日が明記されてお
らなかつた。なるべくすみやかに実施
されたいということであつた。しかし
実際に理論的にいけば、三月の時点で
調査した資料に基づいて勧告しておる
のだから、当然翌月の四月一日からこ
れを実施してもらいたかつたのだ。と

ころがなるべくすみやかにと書いた
ら、その年の翌月の四月一日からやる
どころか、政府はなるべくすみやかに
というのを一年間も延ばしてしまつ
て、翌年度から実施するといふやうな
ずるいことをやつてきたので、これは
容赦ならぬといふことで、ことさらに
は明示した。これはわかる。ところが
が、そうしますと過去において一年間
も公務員としては重大な損害を与えら
れてきてゐるわけですね。この点は当
然政府としては今回は十分考慮しなけ
ればならぬといふことと思ひます。今
まで完全に実施する実施すると言つて
おりながら、人事院の意圖から言ひな
らば一年間実施時期をずらしてきつた。
公務員に多大の損害を与えてきた。せ
めてことは、人事院がはつきりと五
月一日からやれと言つてきてゐるのだ
から、この際過去のさういふマイナ
ス分もカバーしてやる意味をも含め
て、最低限度この実施期日くらい守つ
てやるという態度が出てこなければ、
公務員諸君は当然納得しないと思ひ
します。これも理論的にいけばほんと
うは四月一日からやらなければなら
ない。しかし一歩譲つて人事院勧告の
からいってでも当然五月一日から実施
しなければならぬ。それが財源がない
とおっしゃいますけれども、今年度の自
然増収等を考へてみましても、財源が
ないといふことは、特に経済企画庁の
長官としての迫水大臣はよく知つてお
られると思ひますが、やろうという気
になれば財源がないといふことは言え
ないと思ひます。金は十分あるわけ
ですから、そのほかに何か公務員の諸君
が納得するやうな理由があれば別です
けれども、金がないといふのではこと

しはちよつと納得しにくいのじゃない
かと思ひますが、いかがですか。

○追水国務大臣 実は池田総理大臣
も、この給与の改定につきましてはき
つめて熱心でありまして、第一次内閣
当時、当時私は給与担当ではございま
せんでしたけれども、高橋国務大臣に
いろいろのお話もあつたやうでありま
して、高橋国務大臣も、できるだけ早
く人事院勧告の線に近いところとい
うことを考へられて、大蔵当局ともい
ろいろ相談をされたやうであります。
しかし本年の自然増収といふのは一応
千五百億くらい、これはわれわれの方
の経済企画庁でいろいろ推算をいたし
まして、予定のことでありまして、
さういふ大幅に見るわけにも参りま
せん。一応合理的に算定されたところ
は千五百億程度といふことになりま
す。と、ほかの方の仕事もございする
で、それはさういふ早くやろうじやな
いかという議論が内閣の中であつた
のですけれども、これは一番早い時期
が十月一日だ、こういうことになつた
やうな次第でありまして、当時内閣の
中での話し合いの格好をもしたらに
なつたら、内閣もさういふ一生懸命考
へてゐるのだなといふことが御了解願
えのじやないかと思ひます。熱心に
やりました。ただいま申しましたよ
うなお金の関係で十月一日が一番早い
機会だといふことで、さういふこと
にきめた次第だと御了承願ひします。

○石橋(政)委員 これは事務当局でい
いのですが、勧告の線よりも実施時期
を五カ月ずらすことによつて、一体ど
れくらいの財源を浮かしてゐるのだ
か。

○船後政府委員 勧告の実施に要する
経費でございしますが、今回の補正予算
におきましての所要額でございします
が、これは御承知の通り一般会計で二
百五十一億円でございします。ただし約
三十七億円がその他の既定経費の流用
をいたしておりますので、実際の請求
額は二百十四億でございします。このほ
かに特別会計に約十八億円でございま
すので、国の予算といたしましては、
総所要額といたしまして約二百七十億
円でございします。これに對しましてこ
のペースで年間の所要額を現在推計い
たしますと約四百六十億程度であり
ます。これは一年分でございますが、
ただいまの御質問は五月に実施した場
合でございしますから、これよりは大体
一割程度少なくなりまして、四百四、
五十億程度ではないか、かように考
へております。

○石橋(政)委員 私が聞いてゐるの
は、本来ならば最低限度勧告の線に基
づいて五月一日から実施しなければなら
ない。それを十月一日から実施にし
た。従つて五カ月間実施時期をずらし
たわけですね。それによつて幾ら財源が
浮いたかといふことなんです。

○船後政府委員 ただいま申し上げま
したように、この補正予算の総所要
額、つまり一般会計、特別会計を通じ
ての数字でございしますが、これが約二
百七十億、また年間半年度分といたし
ましては約四百六十億であります。こ
れが五月実施でございしますとこれより
も一割程度浮きますので、四百四十足
らずだと思ひますが、その差額でござ
いますので、約百七十億足らず、かよ
うに考へます。五月実施の場合の数字

は実は持つてきておりませんので、推計が入っておりますから御了承願います。

○石橋(政)委員 持つてきておられぬとおっしゃいますけれども、五月からやれば幾らか、十月からやれば幾らか、いろいろやつてみておられるはずなんです。頭からこびりついて離れない数字じゃないかと思うのです。大体百七十億程度だ。私はこの程度の金が出てこないとは言えないと思うのです。特に自然増収千五百とおっしゃっておりますが、これはもう少しあるでしょう。これは絶対に金がないからできないという性質のものじゃないかと思う。やはりそこに少しでも実施時期をずらして出し前を少なくしようという、ただそれだけの気持ちじゃないか。やろうと思えばたつたこれぐらいの金は出せるという程度の金額じゃないかと思うのです。百七十億程度の金額、しかも来年度からはさして影響はない、今度出さずすればそれで一応おしまいという性格の金を百七十億程度出せないということは私はないと思う。この提案理由の説明には、「諸般の緊急重要施策及び財政事情等にかんがみ」とあるわけですが、この「諸般の緊急重要施策」というのはちよつと飾り文句であつて、やはり一番大きな理由は「財政事情等にかんがみ」というところに私どもはあると思いますので、金がないということは、この「財政事情等にかんがみ」ということは、公務員一般としてはなかなか納得できないのじゃないかと思うのです。この点は一つ今後私も自民党の皆さんとも話し合ひをして参りたいと思います。百七十億ぐらいの金は出さうと思へば出せるのじゃないかというこについて、もう一回お答えを願つておきたいと思ひます。

○迫水国務大臣 百七十億ぐらい、こゝろ簡単におっしゃいますけれども、今自然増収一億千五百億と見ておられますので、それに対しては一割をこえる数字でございまして、従ひまして、その金は出さうと思へば出せるとは必ずしもそうは思ひません。先ほど申し上げましたように、非常に誠意を持つて何とかできるだけ早く――率直に申し上げますと、五月一日案、八月一日案という並べて研究されたよりであります。結局大蔵省が、いろいろ各方面の他の緊急重要施策というものは、今度の補正予算に計上したのもろの事業もさしておるわけだと思ひますが、そういうことからいって、どうしても十月一日が一番早い時期だということになりますのでございまして、従つて百七十億ぐらゐのお金だから出せると思ひがどうかという御質問に對しましては、政府では慎重にこゝろのことを計算しました上でございまして、簡単に御質問の通りであるというお答えはできません。十月一日がやはり一番早い時期だつたのだなというふうに御了解を願ひますことをお願いいたします。

○石橋(政)委員 それはもう少し先のことでございまして、一千五百億以上の自然増収がさらに望まれるかどうか、問題が出てくると思ひますけれども、私たちはおそろくもつと出るだろうと思ひます。そのときに、財源が十分あるのだから、今度公務員が損した分を何とかカバーしてやるような道を講ずる、そこまで考へておられるなら、これは筋が通ります。そこまでの誠意はあるわけではございませんか。

○迫水国務大臣 ただいま給与課長が申しましたのを、私ちよつと疑問に思つたのですが、これは地方公務員の分まで含めましてだいたい大きな金額になるのじゃないかと思ひます。従ひまして、それは百七十億ほゞきりのお金がありさうすれば五月実施ができると思ひます。その点も少し突き詰めた数字をもつて御議論を願ひたいと思ひます。金があればやる気はあつて、やろうとして努力したので、これはやることになると思ひますが、私はお金はちよつと出てこないのじゃないかと思つておられます。

○石橋(政)委員 その点はさらにいろいろ話し合ひをしたいと思います。金があればやる気はあるということだけども、完全に勧告の通りおやりになりますか。それから内容は人事院の勧告の通りおやりになったというお話でございまして、それから内容は人事院の勧告の通りおやりになったというお話でございまして、完全に勧告の通りおやりになりますか。○迫水国務大臣 完全にやつたということをお聞かしておるのですけれども、私は自分で条文のすみからすみまで全部当たつたわけではありませんが、完全にやつたという報告を聞いて、私は完全にやつたと了解して御答弁をいたしております。

○石橋(政)委員 それでは室長でもいいのですけれども、教育職の分について高等学校の職員の関係に若干手直しをやつておられるようではございしますが、この点は人事院の勧告と若干変わつておりませんか。

○増子政府委員 人事院から勧告を受けましたのは、俸給表を次のように変更するという事で、各種額の俸給表全面にわたつての金額の改定案でございします。今御審議を願つております法案の別表に載つております俸給表は、人事院の勧告そのままでございします。今御指摘になりましたように、高等学校の教諭云々という点でございします。これはいゝゆる改定された新俸給に現在の職員がどのように移行変わるかという、いゝゆる切りかえ措置の抜いでございします。この切りかえ措置の具体的な内容は、実は御承知のように人事院の勧告そのものには何ら触れていない問題でございします。すなわち新しい俸給表を作り出した場合に、現在いる職員がどの号俸に当たるかという問題は、従来法律案として附則において詳細に技術的な方法を規定していただくわけではございします。今回もその方法をとつたわけではございしますが、その切りかえの方法として高等学校の職員の給与の一部につきましては、また大学の教授、助教授等の一部につきましては、切りかえの特別措置を規定しておる、こういうことでございします。

○石橋(政)委員 私どもが、一番不満に思つております点は、今申し上げた実施時期をずらしたという問題と、次はやはりこの人事院の勧告自体でもありまして、それから政府の原案でもあるわけですが、非常に上に厚く下に薄いという点です。現在の公務員の給与というものが、一口にいへば上厚下薄と言われておるわけでありまして、この点は何とか是正しなければ、公務員諸君はどうしても納得できないのではないかと思ひます。この点については政府は全然疑義を持たれませんでしたか。大臣、いかがでございしますか。

○迫水国務大臣 今度の公務員の給与の改定の割合が、上の方が割合がよくて、下の方が割合が悪いということを仰せられておるのだと思ひますけれども、これにつきましては、私は私なりの考えはありますけれども、人事院の勧告ということも決して私は理由のないことではないと思ひます。今回までも若干の手直しが給与についてはございしましたが、いつでもそのときは上に薄く下に厚くという格好でやつて参りました結果、何か言葉は悪いかもしれせんけれども、だんだん天井につかえてくるような感じがある。その天井につかえた感じというものをなくさなければ――将来所得倍増の関係等において初任給はだんだんに上げていかなければならぬ。その初任給の上がるといふことについても、天井につかえていたらどうにもならぬじゃないかという点も、人事院のお考えの中にあつたのではなからうかと私は想像をいたしておるのでありまして、そういうことからいって、そういう一連の給与の改定の流れというのを見ないで、

今回の改定だけをぼつと見ますと、お話のような数字は出ておられますけれども、これが直ちに上に厚く下に薄いというプリンシプルであると御判断になるのは間違ひではないか、こう私は思っております。

○石橋(政)委員 提案理由の説明によりますと「現行俸給月額のおおむね一〇多ないし三〇多程度引き上げた額とし」と言っておりますけれども、三〇多上回っているものもあるわけですから、金額でいえば、行政職俸給表一表によりましますと、大体アップが、一番少ない人は八百円くらいしか上がらない。そのかわり上の方に行くと二万三千七百円も上がるという工合で、だれが見ても納得がいけないわけですね。特に初任給の問題とこれは関連がありますけれども、初任給は不当に低いのではないかと申すのです。一つの参考としてここに私も数字を持っておりますけれども、たとえば昭和の初期ごろの役人の初任給と比較してみれば、そういふことが一番わかるのではないかと申しますが、昭和十年ころの官庁の初任給、これは官立大学卒の場合に、技官が八十五円、その他が七十円、それから今度は中学校卒の場合に、技官が四十五円、その他が三十八円という数字がずつと出てきておりますけれども、これを三百倍ないし三百六十倍した場合に、一体どれくらい金額になるかというと、官立大学卒の技官の八十五円ないし七十円というものを直しますと、三万六千四百から二万五千二百円になるわけです。それから中学程度のもが出てくると思うのですが、これでいきますと三十五円

ないし四十二円だったものを物価の倍率をかけてみますと、一万五千四百八十円から一万二千六百円というような数字が出てくるわけです。初任給において大体半分くらいじゃないか。不当に初任給を抑えて、下の方を押えて、そうして職階、職務給の性格を強く出してきておりますから、こういう激しい上厚下薄が出てくるというように私どもは理解しているわけです。少なくともこの初任給をもう少し上げざるを得ない、この初任給をもう少し上げることを真剣に考えなければ、この初任給の調整手当を若干つけてみたところで、何ともしてもいい公務員を集めることは不可能じゃないかという考え方を私どもは持っております。これは今までの給手担当大臣も大体お認めになっておられるのです。少なくともこの辺のところは手直しをするという態度が政府にあつてしかるべきじゃないかと私どもは思っております。第一、人事院の初任給がどういふところから出されてきているか。民間といふいろいろ比較しておられますけれども、重要な資料の一つに、東京における独身男子の生計費というふうなものが相当ウエートを

持っておりますのじゃないかと思うのですけれども、これなどを見ますと、一日百二十九円で人間が食えることになっておるわけなんです。私は、人事院側からでも政府側からでもいいのですけれども、百二十九円で食える方法があつたら教えてもらいたい。一日の食料費百二十九円でどうしてやっていったらいいのかわかりません。一日の食料費百二十九円でどうしてやっていか。そういうふうに不当に低い数字をマーケット・バスケット方式とかなんとかいってはいじき出して、それを基礎にして初任給を設定するといふような

考え方はどうもふに落ちないのでございますが、その点いかがでございますか。

○迫水国務大臣 これは私、こういうところで申すのはどうかと思ひますけれども、率直にいつて役人の給料といふものは私も安いと思ひつております。私の長男も役人ですけれども、月給が安いといふことを毎日言うので、全くそうだと思つておりますけれども、しかし今度の人事院勧告といふのは、やはり一般の民間の人との均衡をとつたといふことが要点だと思ひます。従ひまして初任給等につきましても、民間の初任給といふものを一つの基準に置いて算定せられたと思ひのであります。これは日本全体の給与の一つの問題だと思ひます。従つて役人だけ食えないから初任給はどういふといふことではない、やはりそういう一つの社会的な給与体系があるといふところに着目をして、その線に沿つた改定をここにしておるのだ、こう理解しておりますから、私はさしあたりこれでけつこうだと思つております。

○石橋(政)委員 民間との比較といふのも非常にむずかしいので、民間にも大企業もあれば中小企業もあり、零細企業もある、どの時点で比較するかといふことは非常に大きな問題なんです。しかしこれを今ここで論議しておつても始まりませんから、大臣が確かに低いといふことをお認めになつたことで、私は、私の質問の一つの意義はあると思ひますけれども、やはり低いと認めるからには、それを手直ししていこうという誠意が出てこなければ、公務員諸君は甘んじて誠心誠意仕事に精励するといふことにはならないだらうと思ひます。

参考のために、私、その百二十九円で食う方法を考へてみました。たまたまこの本に出ております。これは安定所のいわゆる失対の事業に働く人たちの生計費で、百二十九円程度で食べようと思へば大体どんな生活をしたらいいかといふことの参考になると思つて持ってきたのですけれども、百二十九円といへばこういう生活です。朝食は安定所のうどん、コッペパン小さいのを一個、これで二十五円、昼食はコッペパン大きいのを二つ、これで四十円、それから夕食はほしうどん百五十匁、これで三十円、ネギ、ニンジン、あげ三十円、これで朝昼晩百二十五円かかつてしまふ。えらいごちそうのあつた日、六日と書いてあります。これで朝、公設のうどんを二はい食べて四十円、昼は焼きイモとコッペパン小さいのを三つ食べて三十五円、夜はメリケン粉三十匁にサツマイモ三百匁、とうふ一丁に菜、ニンジン若千、これで二十八円、みそ三十匁に煮ほしを買つて十四円、これで百三十八円になる。とても常識で考えられる数字は出てきません。ましてや憲法に保障されているような最低限度の保障なんといふものは全然ありません。そういうものを、幾ら冷たい数字だからといって、百二十九円で食えるのだといふような考え方を人事院が出すことに、私どもは納得できないわけです。そういうものを基礎にして初任給といふものはできておるわけです。こういうことは積極的に直さなくちゃいかぬ。一応今の段階ではやむを得ないといふようなことではなしに、少しでも

矛盾を認めれば、それを直していく態度にならなくちゃならぬ。若干初任給を上げて、それがどの辺までいかにあがっていくか知りませんが、それによつて金額は違つてきましようが、私はそれは大きな額にはならないと思ひます。まして先ほどお話をあつたような、実施時期を五カ月間もずらして財源を浮かしたのだったら、その浮かした財源をもつてこういう矛盾を手直ししようという積極的意図を示しているなら、それも一つの理屈です。そういうこともやらないといふなら、どうしてこれは納得いかないと思ひます。この点、私どもはあとで皆さんとも話し合ひをしてみたいと思つております。

もう一つ、期末手当の問題ですが、これが今度〇・一カ月分増額されて、年末の場合には二カ月分になる。従つて年間を通じて、夏季を合わせますと三カ月分になるといふこととございませうけれども、人事院の勧告の資料を見ましても、民間は三・一九という数字が出てきて、依然として〇・二くらいは開きがここにあるわけです。こういうところからいっても、公務員の諸君が今度二・五くらいという気持も、あながち無理な数字じゃないといふことが言えるのじゃないかと思ひます。この点、まず人事院としてなぜこのような格差をそのまま残しておいたのか、お聞きしたい。それから政府としてはもう少し、せめてそれで期末手当の増額によつてカバーしようといふような意図はないのかどうか、この点もお尋ねしておきたいと思ひます。

○淺井政府委員 これは大体の比較でございますから、必ずしも民間と同じようにならない。と申しますのは、

民間におきましてはその事業所の業績によりまして、これは多くもなり少な

くもなるわけでございます。公務員はそのような觀念がございせんから、これは實際減することは不可能なんでございます。漸次これは改善されつつあるのでございまして、人事院といたしましては、大體の標準によつて漸次これを改善して行く、こういうところから大體合せておる、こういうことであつて、別に特にこれを引き下げて低くする、こういう考えではございせん。

○石橋(政)委員 そういふ意圖はなかつたでしよけれども、結果的には、いろいろと民間の給与実態を調べてみたら三・一九という数字が出た。それなのに、そのまゝ勧告にその数字を使わなかつたことは事實なんです。そこで政府として、こういうところにも人事院の勧告と實際の資料との間に矛盾があるわけですから、せめて期末手当だけでももう少し増額しようという意圖はないものかどうか。

もう一つは、勤勉手当と期末手当とを分けておるわけでございますけれども、これは現在意義がないのじゃないか。これはこの際一本にしてしまつた方がいいのじゃないかと思ふのですが、この点政府で御検討になつたものがありましたら、一つ考え方を出していただきたいと思ふのです。

○迫水國務大臣 人事院の考えに従うというのが政府の考え方でございまして、ただいま最後に仰せられた勤勉手当と期末手当、これはあるいは一本にしてもいいかもしませんが、一応人事院でさらに研究をしてみらうか

らそういうことはきめたい、こう考へております。

○石橋(政)委員 人事院の研究に待つて言つておられるわけですが、人事院では前から研究すると言つておられるのですけれども、依然として期末手当と勤勉手当を分けておるやうな何らかの要素が人事院の方にはあるわけですか。

○淺井政府委員 これはやはり民間でもこの種の考え方はあると思ふのでございまして。すなわち個人的な勤務成績によつていろいろものを配分するといふ考え方も、またこれは捨てられないところもあると思ふ。これはある意味においては公務員の能率を推進するためであらうかと考へておるのであります。しかしながらこの点におきましては石橋さんの仰せられるやうな御意見もあるもので、研究しておることは事實であります。でございまして、最近の人事院の勧告はすべて期末手当を増額する方法でやつておりまして、勤勉手当はそのまゝになつておるのでございまして。

○石橋(政)委員 民間との比較が常に言われるのですけれども、あるときには民間は特殊な事情があるからと言ひ、あるときは民間になつて、なかなか巧みな答弁でございまして、でも、それでは政府当局にお伺いしますが、実際にこの勤勉手当の配分について、さういふ考慮が行なわれて、依然として格差があるわけですか。支給額にどの程度あります。

○増子政府委員 これは人事院の運用方針に従ひまして、勤勉手当の配分等を各任命権者、給与権者において実施いたしておるわけでございますので、

その具体的な詳細の内容は私も承知いたしておる。しかし勤勉手当につきましては、いわゆる勤務成績といひますか、實際勤務した期間等がこれには反映してゐるわけでございます。各省庁によりましてさらに勤勉の度合い等につきまして差異を設けておるところもあるわけでございます。全体としましてどの程度ということ、私どもの方でその資料を持ち合はしていないわけでございます。

○石橋(政)委員 公務員制度調査室がその程度のことと把握してないといふのは、まことに困るのですが、それは人事院の方では一応調査しておられると思ひますが、現在どういふふうな内容になつておりますか。

○瀧本政府委員 ただいまのお話の期末手当は、勤勉手当でございますが、期末手当は、大體固定的に勤務期間といふものに依つて支給されております。勤勉手当は御承知のやうに成績を反映する余地を残しておるわけでございます。これは任命権者におきましてそれをどの程度に考慮するか、これは各任命権者の御判断によりまして行なわれておるところでございます。この勤勉手当を非常に差をつけておるといふところは現在あまり多くはございせん。ただいまここに的確な資料の手持ちはないのでございせんけれども、やはりこの点に着目して成績等に應じて、多少の差をつけておるといふところは現在あるわけでございます。

○石橋(政)委員 今の答弁でもわかりますように、総裁はさういふ若干の差を日ごろの勤勉の度合い等において勘案することが民間においても行なわれておるし、公務員でそれを採用する

ことは妥当だと思つておられますけれども、實際には差をつけられないのです。今給与局長がおつしやつておられますように、實際に運用の面でそんな差をつけているところはほとんどないわけですね。しいて分けるほどのこともないわけですね。この点もさらに話をして参りたいと思つております。

お急ぎのようですから、それではもう一つだけ聞いて大臣に対する質問は一応終わりますけれども、せっかく給与が若干改善されたにしても、これとからみ合せて、たとえば行政整理などというものが行なわれるとすると、また非常に不安と動揺を公務員諸君に与えると思ふのですが、さういふ程度に行政整理からさせて行政整理を行なうのじゃないかといふやうな公務員の不安については、何も根拠のないものだといふことをはつきりおっしゃれるものかどうか、給与担当大臣あるいは行政管理局長官から一つお答えを願つておきたいと思ひます。

○小澤國務大臣 今さしあたり行政整理をやるといふ考えは持つておりません。

○石橋(政)委員 大臣に対する質問は一応終わります。それではまた大臣がこの次に出席しましたときに、俸給表等についてさらにお尋ねを続けたいと思ひますが、予算委員会の方に行つてしまひましたので、給与に関連しまして海上保安庁における旅費の支給に非常な疑義がありまして、その点をちよつとたゞししておきたいと思ふのです。

と申しますのは、私が調査しておりますのは七管の管轄下における事件でございまして、九州の七管においては転勤させながら旅費を支給しない。支給しないといふこと自体もけしからぬですけれども、強制的に職員に對して転任旅費支給辞退届というのですか、さういふものを強制的に書かしているといふことが、ここ数年間行なわれてゐるわけですね。私は四つ五つ調べてきておりますが、たとえば一番最初に大體昭和三十年の初めから現在まで私が調べました例だけで申し上げますと、佐世保関係で五人、熊本関係で二十三人、鹿児島関係で三十人、唐津関係で二十人、さういふやうな数字が出てきてゐるわけでありまして、もつとあるだらうと思ふ。實際に転任させながら旅費を支給しない。しかもそのしな方法が、本人に辞退届を書かしてゐる。辞退届を書かなかつたら、配置転換で陸上勤務にあつてしまつたり、さういふ報復的な措置まで講じているといふやうな報告を受けてゐるわけですね。一つの例を申し上げますと、平戸分室に今配属されております巡視艇「むらさき」ですが、本年の七月一日平戸分室に開設されたときに、佐世保から平戸に配置がえとなつた。この「むらさき」の乗組員は五名、艇長は林一といひます。この人たちがやはり旅費を辞退させられてゐる。理由は予算がなかつたといふことと、もう一つは、さういふことも問題になるわけですね。この乗組員たちはいろいろと文句を言われ、強制的に職制を通じて言われるものだから辞退届を書いているのですが、そのときに条件をつけております。今後転勤するときは佐世保に転勤させてくれ、それから平戸分室勤務は給与が悪いから佐世保勤務並みに扱つてくれ、今後転勤の場合には必ず

旅費を支給してくれ、こういう三条件をつけて辞退書を書いているのです。が、実際にこれが七管本部に回付され、七管からまた佐世保の海上保安部に戻ってきた書類を見ると、この条件だけは削除されてしまっている。こういうまことにけしからぬ例があるわけですから、もう一つ、三角海上保安部に所屬している巡視船「いそどり」の場合も同様です。船長は出光敏雄という海上保安正ですが、乗組員は二十三人、本年四月一日三角から牛深分室に配転になった。全員辞退書を書けというので、結果的には書いてあるわけですが、書く前にみな意思を問うというわけで、船長が無記名の投票をやっている。その結果全員が反対、旅費をくれないというのはいけからぬ、人事院に提訴するぞというふいふことまで問題にしたようです。しかしこの圧力に屈して結果的には書いたわけですが、おそらくその報復手段だろうと本人たちはとっているわけです。その船長は予備の陸上勤務に回されてしまった。こういうケースがたぐさん出てきているわけですが、一体どういふことなのか。まず保安庁の方から納得のいくように説明をしていただきたいと思ひます。

○和田説明員 ただいまの石橋先生のお尋ねに対して、簡単に御説明いたしたいと思ひます。

私どもの方の七管、これは九州と山口の一部を管轄しておる管区でございます。ここでは御案内の通り、李ライン哨戒という特別の任務を持っておりまして、大体三百五十トン以上の大型の巡視船を回しておるのであります。この業務は一般の海上保安業務のほか

に、特に加重されて、他の第三管区、あるいは第五管区、第八管区方面からの巡視船が応援をするというふうなことで仕事をやっておられますが、現実問題といたしまして、第七管区の巡視船が李ラインの方に大体十数隻張りつけになっておるというふうな関係から、本来の基地の巡視船が足りないというふうな現状になってきて、そこでやむを得ず必要な基地へ他の部署から最小限度の船艇を派遣するというふうなことで、当面を糊塗して参つたのでございます。しかし李ライン問題は、その後もずっと続いておりまして、非常に長期化してこういふような体制を続けるというふうな状況になって参りました。そこでこういふような点から、いわゆる派遣船——本来の基地から所要の仕事のあります地に派遣をいたします乗組員が、非常に長期にわたりますのでその地方で勤務をするというふうなことから、自然自分の家族をその派遣地に連れていって仕事をやるというふうなものがふえて参つたのであります。ことに最近三十四年の末ごろからそういうふうな状態がふえて参りました。そこで私どもの方といたしましては、この情勢を検討いたしまして、こういふふうな変則的な措置を早く解決をしなければいかぬというところで、乗組員自体のためにこれはよくないの、いろいろ検討いたしましたが、次に申しますような点から、今石橋先生のお話になったようなことに一応結論を得たのであります。

それは現在配置がえをやりまして、実際にはずすに乗組員はこの他の基地の方に出て行つておる。それからこれから移転する一部の家族について

旅費を支給するということは、すでに先ほど申しましたように移転済みのものとの間に不均衡が生ずる、また現実には赴任旅費が十分でございせんといふような諸点から、もし乗組員諸君がよろしい、賛成だといふようなことでございせんれば、一応赴任旅費は支給いたしませんで、この変則的な船艇の派遣という状態を解消したいと考へまして、七管区に照会いたしました。七管区では今先生のおっしゃったようなことは、私も非常にうっかりしておりました。一応乗組員諸君の賛同を得て異議がないと言つて参りましたので、本年の七月一日付をもってそれぞれの船艇を現在の派遣の個所に配属いたしましたのでございます。

○石橋(政)委員 本人の辞退書が出ればと言ひますけれども、全部強制的です。この辞退書というものは、現に今、一つ例を申しましたように、「いそどり」の場合などは無記名投票をやっているのです。全員反対です。あたりまえです。旅費はけつこうでございまして、自発的に言う者がどうしてあります。実際に転動するならば莫大な金がかかるわけですから、それを本人が自発的に辞退しますなんていうことはあり得ないのです。部長なり課長なりが強制的に書けと言ひから、書かなければとにいろいろなことをうわさとして流すわけですね。それで結果的には書かされておる面がたぐさんあるのですから、今私は二つの舟艇だけに限つて言ひましたけれども、ほかにもたぐさんあるのです。たとえば個人的な面で言えば、三十三年に油津の海上保安部から鹿児島島のオペレーションに勤務になった人、この人も自分は

不服だ、しかし強制的に書かされました。それから佐賀原の住ノ江から串木の保安部に三十五年十一月転動させられた人、この人も辞退書を書かされました。しかし自分は不服です。全部不服だということを言っているのです。不服でなければ何で私どものところにこういふものが入つてきますか。しかしなかなかお役所の中でそういうものを行使する勇氣がない。それを当然支給すべきものを支給しないといふことはけしからぬと思ひます。一体それは七管に過去年次別、年度別にどれだけの旅費を出しておるのか、それを一体どういふふうに使われておるのか、この点を御説明願ひたいと思ひます。

○和田説明員 ただいまお尋ねの七管の分につきましては、今数字がございせんので、全般のことについてちよつと先に御説明申し上げたいと思ひます。

私どもの方の乗組員及び陸員、この関係の赴任旅費は、大体陸員関係で約九百万でございまして、船員関係、乗組員の方で一千八百万、合計二千七百万程度が三十四年度も三十五年度も成立いたしておる。ところが実際問題といたしまして、この赴任旅費が足りませんので、三十四年度は特に大蔵省に流用の申請をお願いいたしまして、約三百三十万成立いたしておるわけでありまして、現在三十五年度では、これはまだ最終決定でございせんが、申請をいたしておるものが約千二百万でございまして、従来の実績でいきますと、大体三分の一程度は認めていただけののではないかと考えておりますので、こういふ金額が認められます

ると、御指摘のようないふことにつきましては善処いたしたいと考えております。

○石橋(政)委員 まことに不可思議なことは、そういうふうな全部辞退書を書かせて支給していない、ところがたまたま勇氣のある者があつて、私どものところに訴えてきた。そうしたらその者だけには支給しているのです。石橋が知つたといふことだけで……。こんなに不明朗なことがございせんか。これは特定の個人でございせんけれども、あつてふたつて十一月二十六日、これはすでに転動しておる、ずいぶん前です。表ざたになつたら二万一千二百円払つておる、そういうところに問題があるわけなんです。これでは今まで私わなかつた人があるのだから、今度から払うと不均衡を生ずるといふても、これはもうそれではといふわけでも、勇氣をもつて表ざたにする覚悟を持つた人がいると、その者だけにやつて、よそには言わぬようにしてくれなど、そういう不明朗なことが出てきます。(飛鳥田委員「上級幹部はどなたか」と呼ぶ)特に今そこで飛鳥田さんが盛んに言つておられますけれども、上級幹部にも非常な不明朗なうわさが出ておる。これは私は確かめておりませんから言えませんが、うわさが出ておることだけを申し上げておきます。これは有力な幹部ですが、この人は年間百万円以上の旅費を持つておるのだ、しかし実際に使ひものは交通費だけで、あとは視察先の保安部で宿泊から接待まで一切めんどろを見ておる立場の人ですが、この人は退職後に別府で観光会社を作るといふ手順ができておる、こういうふうなうわさも流れてお

る。また地元において若い会計にも不明朗なうわさが出ておる、こういうものとなりがちがあるのではないかと見られてもやむを得ないと思う。

そこで私はこれは委員長にお願いしておきますけれども、これは給与法の審議の過程の中でもう少しはつきりさせていただきたいと思えますから、さしあたり私が調べておるのは七管で、最近数年間において一体旅費の額がどれだけあって、流用の分も含めどれだけあった、それがどういふふうに出支されておるのか、それで実際に支出したものは何人で、どういふ場合に支出して、どういふ場合に辞退してないかというものを、もう少し明確に資料を分けてお出しを願いたいと思えます。なるべく早い機会に、この点委員長にもお願いしておきたいと思えます。

○久野委員長 承知いたしました。

○石橋(政)委員 ちよつとそのあと、行管の方にも、九州の管区の局に提訴も一回しておるようでありますし、あるいは人事院としても非常に問題があらうかと思えますので、あとでその資料が出て参りましたら、質問を続けたらと思えます。

○久野委員長 石山権作君。

○石山委員 総務長官がいるからお伺いしますが、給与担当大臣は新しく入りましたので、前の経緯はあまり御存じないので、むしろ公務員室長の方がおわかりだと思つたので、大臣に聞く政治的問題はあと回しにして、努めて実際の問題をお伺いしたいと思つたのです。

政府は人事院勧告の問題を調査研究なさつたと言つたのですが、調査研究な

さる当面の機関はどの機関でなさつたのですか。

○藤枝政府委員 私の方の公務員制度調査室で、人事院の勧告について調査をいたした次第であります。

○石山委員 その調査研究の範囲でございませう。施行期日も調査研究の範囲です。それから給料表自体の問題、こういうふうなものが研究調査の範囲だと思つたのですが、その範囲は限定されておりましたか。

○藤枝政府委員 別に限定をいたして調査したわけではございません。

○石山委員 そうすると、大臣がおいでにならなくても、いわゆる予算面についてでも大蔵省あるいは政府自体の持つものの方で、そういうことは十分に皆さんの方では研究なさつたということではございませんか。

○藤枝政府委員 現実の予算がどれくらいかかるかというよりなことは、これは財政当局の方で主として調査したと思ひますけれども、この人事院勧告を実施した場合に、どの程度の財政措置が必要かというよりなことも、もちろん調査の範囲には入ります。

○石山委員 もう一つ、調査の中身としてこういうことを考えられると思つたのです。たとえば今度人事院が五月一日からの実施を勧告した。それを十月一日に実施するといふふうに政府は案を作つたのですが、その場合に対する政府対いいわゆる労働運動の動きといふふうなものから、これは十月一日でやれば、まあまあといふふうな顔をなでて押えられるのだといふふうな——これは例です、そういうふうな政治情勢の判断もあなたのところではなさるのですか。

○藤枝政府委員 政府が公務員のそういう感情と申しますか、考え方というよりなものを別に調査研究するということではございませんけれども、一方、租税負担者の考え方というよりなものを調査いたしますので、その辺はやはり税を負担せられる一般国民の感情、またこれをどういふ形で実施した場合の公務員の受け取り方というよりなものは、やはり念頭に置いて考えてきたわけではございません。

○石山委員 それでは大臣の言っている誠意ある答弁と、あなたの事務当局という——あなたは長官だから事務当局といふことになると思つたのですが、事務当局の長としてはちよつと見解の相違があるのじゃないか。さっきの私どもの石橋委員の質問に誠意ある答弁を大臣はしているのです。予算があれば、財源があればという言葉をかなり何回も使つてゐる。あなたの答弁は純経済的というよりなもののよりも、労働政策的というよりなもののほうが多分に含まれてゐるようですが、そういうことをやはり配慮してゐるのですか。

○藤枝政府委員 あるいは否足らずだったかもしれませんが、十月一日から実施するといふことを決定いたしました理由は、先ほど大臣が申し上げた通りでございます。その決定する場合に、それがどういふ影響を持つかといふようなことは、十分念頭にに入れておりましたといふことを御答弁申し上げた次第でございます。

○石山委員 私はこの問題を考えるとき、まあ僕らはおそろしく財政通でないでしょう。財政通でないでしょうけれども、われわれ国会に籍を置いて、いわゆる国家予算等を見てきた長年の経緯から見ますれば、今度の場合は財源がないからというのではないのです。ここには政策的な意図があなたの方で研究されてゐると同時に、それがやはり現れたと見えてゐる。これは政策的な問題ですからむしろ大臣に質問した方がほんとうだと思つたのですが、私の方としてはそういうふうな印象を受けております。

それからこれは人事院はそれぞれ自信を持つて勧告をなさつた。ですから、諸般の事情というところが含まれてゐるわけですね。諸般の事情の中で研究しなければならぬ事項は、人事院の場合には前の経緯等がありまして、民間の対照を種別的に行なつてゐるわけですね。この欠点にはお気づきにならぬですか。これは室長でもいいですが、たとえば業種別に言つて、対応したものを対照してゐる。あなたの場合には、特に公務員制度を常に御研究なさつてゐる。公務員というものの性格と民間の業種の持つ、企業の特長性の持つもの、これとを平面的に対応させて、ここが何千円であるからこつちもそれに合わせて何千円にする、それがいかにも正しいといふふうな考え方、勧告が在来行なわれてきてゐるわけですね。だけれども、私はこれが二年、三年ならそれでも可能だ、いいと思う。しかし民間の企業というものは、いわゆる官吏といふものの機構はおのづから違つてゐる。そこに私は欠点があると思つてゐるのですが、今度の場合は、大幅なといつてゐる額に對して、それをそのまま引用して人事院が勧告なさつてゐるのですが、それ

をあなたの方ではむづろさに受け取つてゐるわけですか。

○増子政府委員 御指摘の御趣旨、私十分了解したかどうか疑問でございませうけれども、民間との比較の方法、つまり人事院が勧告案を出すにあたりまして、公務員の給与と民間の給与との比較の仕方、それについて公務員と民間とをあまり違つたものと考えないで、同じような職務内容といふことで比較をしてゐる、そのことに疑問を持たないかといふ御趣旨かと思つたのでありますけれども、この公務員と民間との比較といふことは、なるほど非常にむづかしい問題でございませう。私も必ずしも公務員が民間の労働者として同じように考えなければならぬといふふうには、実は考えてゐないわけではございません。ただその差異なりあるいは類似点をどの程度にウェイトを置いて考えるかといふ問題であらうと思ひます。給与の面におきましては、大体いゝゆる職務給的な考え方を中心でございまして、その限りにおいて比較し得る限りは、民間と公務員を比較するといふ考えで、人事院は従来やつてきてゐると私理解いたしておるわけでございます。その立場からいいますれば、今回の勧告等につきましては、あえて特に疑問を感じるというふうには私ども思つてゐないわけではございません。ただそれでは何もかも全部民間と同じように扱つてゐるかといふと、今度の勧告は必ずしもそうではございません。大体において類似した、あるいは同一の内容の職務のものとは比較いたしておるわけではございますが、さらに公務員内部の特殊関係、あるいは公務員としての特殊性といふものは、

やはり今度の勧告の中にもそれぞれの程度で入っておるというふうに理解しておるわけでございます。ただ石山先生おっしゃったのは、公務員と民間とは全然違ふのだから、まるで違つた考え方ではないかという御思想でございます。私もよくわかにそうは参らないという感じもいたします。

特に職員組合の人たちの立場から見ますと、むしろ民間労働者と全く同じだ、同じにすべきだというふうな考え方の方が強いように私の方では感じておるわけでございます。この点ではやはりそれぞれの立場でいろいろな考え方があるのではなからうかというふうに理解しておるわけでございます。

○石山委員 総務長官にもよく聞いていただきたいのですが、今度上厚下薄の勧告案が出た。この上厚下薄ということは、民間はそういう形態なんです。民間はなせ上厚下薄の形態が産業の発展に伴つて著しく現れてくるかということなんです。これはなぜかという、いわゆるトップ・マネージメントの問題もありますし、民間は創業をして企業を指導する人は、数人の人によつて指導されている。しかし官僚機構の場合はそういうことはないわけです。逆に言えば、たとえば今の自民党の方々がかなり思いつきの案を出して、官僚の機構は一つ一つ積み重なってきている。れんがの積み重ねです。その積み重ねという形式に判こが要る。判こが三十も四十も押されなければ、一つの企画というものが決裁にならないというふうな仕組みになっている。ここを考えてみますと、民間の場合は周延びをしていく一つの傾向を当然持つわけなんです。この周延びをし

ていくのを、中間でなるべく周延びをしないように、独裁独善が行なわれないうようにしているのが労使慣行、労働協約です。あるいは労働関係法でいえば、オーブン・ショップにしなければならぬというふうなのは、そういうことによつていわゆるトップに在る数名の重役を規制しているわけです。官僚の場合は、たとえば自民党の方々がかなり大きな計画を持ち出しても、一つ一つ下から積み上げてきている官僚機構に、いわゆる筋が通らないというやうな判定があれば、これは常に抵抗を受けている。政策は末端へいくと行方不明になるというのが、われわれが終戦以後見ている官僚機構と政党の關係だと思ふのです。しかしこれにおいても、ある学者に言わせれば、この傾向において日本の官僚は非常な能力を上げていくというのです。この官僚機構という一つの傾向から見れば、トップに在る人は、民間に在るよりあらゆる責任を持つてやるといふよりも、簡単にいへば労働管理みたいな、管理者の役目なんですね。その場合における給与体系というものは、この階級の差というものはもつと密度を濃くしなければならぬ。性格からいって引き伸ばさるべきものじゃないと思ふのです。たとえば部長さんあたり、局長さんあたりでも、かなり政策遂行の面を出してきても、実際はそれは一人でおやりになるのじゃないですね。民間であれば、それをやっているわけなんです。そこにかなり権限と、企画、立案の能力というものはマツチしているのです。ですから民間の場合は、上はうんと高くなつていく一つの要素がある。しかし民間の場合初任給が低いの

じゃないか。しかしそれは実力によつてぐんぐん伸びていく一つのめど、希望があるわけなんです。官僚機構の場合は、そういうふうなことは案外少ないのじゃないですか。そういうふうなことを考えると、どうしても初任給を高くして、上はかなりある意味で押さえて、この間の階級の差を少なくするのがその性格に合つていて私は思ふのですが、今度の場合はそうじゃないですね。これは公務員制度調査室の方でもお調べになつていふところなんです。が、三等級以上は民間の五百人以上を対象にしており、四等級以下は五百人以下を対象としておるといふやうなデータが出ています。全部まねするならまねしても、ある時期はそれでいいと思ふのですが、ここ何回となく勧告されてきて、今公務員制度調査室もでき、公務員の一つの態度というものをいろいろ探究している場面において、これをむさうさに受け取つたといふこの考え方は、ちよつと不見識じゃないかと思ふ。機能というものを考えないやり方だといふふうに考えるのです。が、いかがですか。

○藤枝政府委員 民間の給与の体系と公務員の体系とが同一でなければならぬといふやうな考え方は必ずしも持つておりません。それから今回の人事院の勧告、それだけを見ますれば、上級者のベース・アップが多くて下級者が少ない。それを上厚下薄とおつしやれば上厚下薄だと思ひますけれども、しかし上で上がったこの俸給表の体系全体をごらんいただいて、しかも初任給の調整あるいは中だるみ是正、こつちの連の経過を見て、でき上がった現在の俸給の体系といふもの

は、必ずしも非常に不合理なものだとは思ひませんが、御意見もありません。しかしお今後人事院の方でも十分御調査いただきまして、民間の給与の体系と公務員の給与の体系とがどうあるべきかというところは、さらに調査する必要があると思ひますが、現在の段階においては今の今の給与の体系は妥当なものでないかといふふうに、私も調査研究の結果、結論を得た次第であります。

○石山委員 まず話を進めていく一つの前提として、今度の勧告の額はどうか。お金があればもつと上げてやつてよろしいとお考えになつていふのです。か、施行期日と同じように……

○藤枝政府委員 民間給与との比較を人事院でされました、大体それに追いつくといふ考え方でございます。それから、妥当なものと考えております。公務員の給与そのものが、金があれば幾らでもやつてもいいというわけにはいかなないので、やはりその職務の内容に応じた、しかも納税者の納得する給与でなければならぬと思ひますので、そういう意味においては今回の人事院の勧告程度が、妥当なところであるといふふうに考える次第であります。

○石山委員 妥当な前提をなすものとして、絶対価値が低いといふことを考へていふかどうかということなんです。今の公務員の立場、公務員が国民の福祉に奉仕をして、そして自分の権利義務といふものを確認して、公務員としての立場をちゃんと果たし得るため、諸外国の例等を考へてみて、その絶対価値

も妥当だといふふうに勧告を受け取つていふかという意味です。

○藤枝政府委員 絶対的に正しいかどうかというになりますと、いろいろ御議論があろうと思ひます。しかし重ねて申し上げるに日本の置かれた立場、そして納税者の立場といふものも一方においては考えなければならぬ。そういう全体的な考え方からいまして、この程度でこの段階においては妥当ではないか、こつちのことでございませう。

○石山委員 納税者々々といふ納税者のことを出しますが、あなたの御意見の背後にある——納税者といふのは税金をよけい納めたくないということ、官吏の給与を上げたくなかないこと、同じにならぬと思ふの……

それは違ふと思ふ。なるほど税金を多く納めたくなかと思つていふことは事実です。しかし自分の仲間、国民としての仲間、自分たちに奉仕する立場の人のみをとらえて、そこは低くてもいいといふやうな見解は私は起らないと思ふ。十分にサービスしていただいて、納めた税金にプラス・アルファがついてわれわれのところに戻つてくれば、学校の設備になつて返つてくれば、あるいは水道の水となつて返つてくれば、これは高い金を出しても十分喜んでいふわけなんです。それが途中で水道の管が破裂したりしてしまえば、これは返つてこない。そういうのが今の自民党のやつていふ一つの機相なのです。だから税金を納めたくなかないといふのでしよう。途中でロスがあるから……。だから税金は納めたくなかないといふことは、即公務員の給与を抑えておけといふことに私は通じないと思

は、必ずしも非常に不合理なものだとは思ひませんが、御意見もありません。しかしお今後人事院の方でも十分御調査いただきまして、民間の給与の体系と公務員の給与の体系とがどうあるべきかというところは、さらに調査する必要があると思ひますが、現在の段階においては今の今の給与の体系は妥当なものでないかといふふうに、私も調査研究の結果、結論を得た次第であります。

うのです。学校を新しく建てることは
いけないということに通じないと思
うのです。あなたの答弁の一つの背景を
なしているものは、公務員の給与を上
げたくない、税金とイコールだとい
うことだと思つてゐるのだが、そうでは
ないと思ふのです。もう一つ私はこ
で言いたいことは、先ほども申し上げ
たように、公務員の給与は民間と性質
が違ふということです。ですからこれ
を公務員らしくするためには、私はや
はり順序を踏まなければならなかつた
と思ふのです。今回の場合は私はこ
ういう手もあつたのじゃないかと思
ふ。たとえば一二・五％という数字が出
たら、なぜ一ぺん一二・五％をみんなに
かけてみなかつたかということだ。
そしてこれをみんなに一般に提示をし
ておいて、一年なり生活をさしてみる
のです。その実感感から来た——今
のような体系を組むならば、これはな
いので振つてゐるのです。絶対額は
少ないのだとあなたに言わせたいと
思つて何べんも言つてゐるのだけれど
も、あなた方はなかなか口を割らぬ。
絶対額の少ない中でみんなが分け合
う。そういう場合には体系の変更を求
めても無理です。みんな不平不満を内
蔵してゐるのですから……。そうした
場合に、一つの政策的な数字として一
二・五というものをみんなにかけてみ
るということが、暫定措置としては良
好な手段ではなかつたかと思ふので
す。そこはどうかです。低い賃金に
低い率をかけていくのですものね。高
い総所得にまた高い率をかけて、これ
が今度の給与ですという。こういう押
し出し方は日本の官僚機構では珍し
い数字のいじり方ですね。今までにない

と思ふのです。これをあえて行なつた
ところの説明材料として、民間がそ
うなつてゐると言つてゐるでしょう。
しかし私は民間と官とは違ふのじやない
かと思ふ。機構から言つても、機能か
らいつても違ふ。その違ふのをちゃん
と持つてきて、そしてこれは合つてい
ますよという。そして上厚下薄でし
やう。これはどこから考へてみても、情
けある、思いやりのあるかけ算ではご
ざいませぬ。上厚下薄という言葉がい
やなら、冷嘲暗罵さんなかけ算ですよ。
一ぺんずつと一二・五をかけてみてど
ういう体系ができるかということを見
ませんでしたが、増子さん。

職務内容、労働条件というふうなことを
を検討しないでそのまま受け取る。た
とえば病院ストなどが今盛んにありま
すが、そのまま受け取つたら、不的確
なものをおわれわれが受け取つておつた
ということになりませんか。それが
一つ。それから大学の先生なんか、今
までもこつちの方が絶対に多いじやあ
りませんか。私学は二千名でしやう。
こつちが二万名も抱いておつて、自主
性があるかないか知らないけれども、
それが民間を対象にして問題をきめな
ければならぬなどということがもしか
りにあるとすれば、これもはなはだ不
見識でしやう。しかし引例はそういう
引例のもとでなされてゐませんか。病
院の場合は労働以前のいわゆる封建的
な形態である。しかし今度の場合実際
はそれを採用してゐるわけではしやう。

職務内容、労働条件というふうなことを
を検討しないでそのまま受け取る。た
とえば病院ストなどが今盛んにありま
すが、そのまま受け取つたら、不的確
なものをおわれわれが受け取つておつた
ということになりませんか。それが
一つ。それから大学の先生なんか、今
までもこつちの方が絶対に多いじやあ
りませんか。私学は二千名でしやう。
こつちが二万名も抱いておつて、自主
性があるかないか知らないけれども、
それが民間を対象にして問題をきめな
ければならぬなどということがもしか
りにあるとすれば、これもはなはだ不
見識でしやう。しかし引例はそういう
引例のもとでなされてゐませんか。病
院の場合は労働以前のいわゆる封建的
な形態である。しかし今度の場合実際
はそれを採用してゐるわけではしやう。

護婦あるいは学校の教職員におきまし
てはそういう例がございます。
○石山委員 そのうするところいう現象
が起ころぬでしやうか。たとえば
一二・五という数字がありますね。こ
の場合に高いものがあるわけですね。
同じものはおそろく据え置かれてくる
と思ふのです。そうした場合にどこか
にしわ寄せされていきませんか。
一二・五という数字が全体に押された
場合に、そのしわ寄せされた反面が初
任給、下級職員の率を操作上からい
てうんと低めていく一つの現象にな
つて現れたのではないか。

たといは一二・五％という数字が出
たら、なぜ一ぺん一二・五％をみんなに
かけてみなかつたかということだ。
そしてこれをみんなに一般に提示をし
ておいて、一年なり生活をさしてみる
のです。その実感感から来た——今
のような体系を組むならば、これはな
いので振つてゐるのです。絶対額は
少ないのだとあなたに言わせたいと
思つて何べんも言つてゐるのだけれど
も、あなた方はなかなか口を割らぬ。
絶対額の少ない中でみんなが分け合
う。そういう場合には体系の変更を求
めても無理です。みんな不平不満を内
蔵してゐるのですから……。そうした
場合に、一つの政策的な数字として一
二・五というものをみんなにかけてみ
るということが、暫定措置としては良
好な手段ではなかつたかと思ふので
す。そこはどうかです。低い賃金に
低い率をかけていくのですものね。高
い総所得にまた高い率をかけて、これ
が今度の給与ですという。こういう押
し出し方は日本の官僚機構では珍し
い数字のいじり方ですね。今までにない

と思ふのです。これをあえて行なつた
ところの説明材料として、民間がそ
うなつてゐると言つてゐるでしょう。
しかし私は民間と官とは違ふのじやない
かと思ふ。機構から言つても、機能か
らいつても違ふ。その違ふのをちゃん
と持つてきて、そしてこれは合つてい
ますよという。そして上厚下薄でし
やう。これはどこから考へてみても、情
けある、思いやりのあるかけ算ではご
ざいませぬ。上厚下薄という言葉がい
やなら、冷嘲暗罵さんなかけ算ですよ。
一ぺんずつと一二・五をかけてみてど
ういう体系ができるかということを見
ませんでしたが、増子さん。

職務内容、労働条件というふうなことを
を検討しないでそのまま受け取る。た
とえば病院ストなどが今盛んにありま
すが、そのまま受け取つたら、不的確
なものをおわれわれが受け取つておつた
ということになりませんか。それが
一つ。それから大学の先生なんか、今
までもこつちの方が絶対に多いじやあ
りませんか。私学は二千名でしやう。
こつちが二万名も抱いておつて、自主
性があるかないか知らないけれども、
それが民間を対象にして問題をきめな
ければならぬなどということがもしか
りにあるとすれば、これもはなはだ不
見識でしやう。しかし引例はそういう
引例のもとでなされてゐませんか。病
院の場合は労働以前のいわゆる封建的
な形態である。しかし今度の場合実際
はそれを採用してゐるわけではしやう。

職務内容、労働条件というふうなことを
を検討しないでそのまま受け取る。た
とえば病院ストなどが今盛んにありま
すが、そのまま受け取つたら、不的確
なものをおわれわれが受け取つておつた
ということになりませんか。それが
一つ。それから大学の先生なんか、今
までもこつちの方が絶対に多いじやあ
りませんか。私学は二千名でしやう。
こつちが二万名も抱いておつて、自主
性があるかないか知らないけれども、
それが民間を対象にして問題をきめな
ければならぬなどということがもしか
りにあるとすれば、これもはなはだ不
見識でしやう。しかし引例はそういう
引例のもとでなされてゐませんか。病
院の場合は労働以前のいわゆる封建的
な形態である。しかし今度の場合実際
はそれを採用してゐるわけではしやう。

護婦あるいは学校の教職員におきまし
てはそういう例がございます。
○石山委員 そのうするところいう現象
が起ころぬでしやうか。たとえば
一二・五という数字がありますね。こ
の場合に高いものがあるわけですね。
同じものはおそろく据え置かれてくる
と思ふのです。そうした場合にどこか
にしわ寄せされていきませんか。
一二・五という数字が全体に押された
場合に、そのしわ寄せされた反面が初
任給、下級職員の率を操作上からい
てうんと低めていく一つの現象にな
つて現れたのではないか。

たといは一二・五％という数字が出
たら、なぜ一ぺん一二・五％をみんなに
かけてみなかつたかということだ。
そしてこれをみんなに一般に提示をし
ておいて、一年なり生活をさしてみる
のです。その実感感から来た——今
のような体系を組むならば、これはな
いので振つてゐるのです。絶対額は
少ないのだとあなたに言わせたいと
思つて何べんも言つてゐるのだけれど
も、あなた方はなかなか口を割らぬ。
絶対額の少ない中でみんなが分け合
う。そういう場合には体系の変更を求
めても無理です。みんな不平不満を内
蔵してゐるのですから……。そうした
場合に、一つの政策的な数字として一
二・五というものをみんなにかけてみ
るということが、暫定措置としては良
好な手段ではなかつたかと思ふので
す。そこはどうかです。低い賃金に
低い率をかけていくのですものね。高
い総所得にまた高い率をかけて、これ
が今度の給与ですという。こういう押
し出し方は日本の官僚機構では珍し
い数字のいじり方ですね。今までにない

と思ふのです。これをあえて行なつた
ところの説明材料として、民間がそ
うなつてゐると言つてゐるでしょう。
しかし私は民間と官とは違ふのじやない
かと思ふ。機構から言つても、機能か
らいつても違ふ。その違ふのをちゃん
と持つてきて、そしてこれは合つてい
ますよという。そして上厚下薄でし
やう。これはどこから考へてみても、情
けある、思いやりのあるかけ算ではご
ざいませぬ。上厚下薄という言葉がい
やなら、冷嘲暗罵さんなかけ算ですよ。
一ぺんずつと一二・五をかけてみてど
ういう体系ができるかということを見
ませんでしたが、増子さん。

職務内容、労働条件というふうなことを
を検討しないでそのまま受け取る。た
とえば病院ストなどが今盛んにありま
すが、そのまま受け取つたら、不的確
なものをおわれわれが受け取つておつた
ということになりませんか。それが
一つ。それから大学の先生なんか、今
までもこつちの方が絶対に多いじやあ
りませんか。私学は二千名でしやう。
こつちが二万名も抱いておつて、自主
性があるかないか知らないけれども、
それが民間を対象にして問題をきめな
ければならぬなどということがもしか
りにあるとすれば、これもはなはだ不
見識でしやう。しかし引例はそういう
引例のもとでなされてゐませんか。病
院の場合は労働以前のいわゆる封建的
な形態である。しかし今度の場合実際
はそれを採用してゐるわけではしやう。

職務内容、労働条件というふうなことを
を検討しないでそのまま受け取る。た
とえば病院ストなどが今盛んにありま
すが、そのまま受け取つたら、不的確
なものをおわれわれが受け取つておつた
ということになりませんか。それが
一つ。それから大学の先生なんか、今
までもこつちの方が絶対に多いじやあ
りませんか。私学は二千名でしやう。
こつちが二万名も抱いておつて、自主
性があるかないか知らないけれども、
それが民間を対象にして問題をきめな
ければならぬなどということがもしか
りにあるとすれば、これもはなはだ不
見識でしやう。しかし引例はそういう
引例のもとでなされてゐませんか。病
院の場合は労働以前のいわゆる封建的
な形態である。しかし今度の場合実際
はそれを採用してゐるわけではしやう。

護婦あるいは学校の教職員におきまし
てはそういう例がございます。
○石山委員 そのうするところいう現象
が起ころぬでしやうか。たとえば
一二・五という数字がありますね。こ
の場合に高いものがあるわけですね。
同じものはおそろく据え置かれてくる
と思ふのです。そうした場合にどこか
にしわ寄せされていきませんか。
一二・五という数字が全体に押された
場合に、そのしわ寄せされた反面が初
任給、下級職員の率を操作上からい
てうんと低めていく一つの現象にな
つて現れたのではないか。

二九

昭和三十五年十二月十六日印刷

昭和三十五年十二月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局